テバガ運動の展開とその背景

--- ディナジプール県を中心に ---

佐藤 宏

まえがき

I テバガ運動の背景

Ⅱ テバガ運動

1. ディナジプール県

2. テバガ運動

むすび

付(I), (II) a, b

まえがき

1947年のインド分離独立の前後数年間,正確に言うなら、1946~50年にわたって、ベンガルの折半小作農民を中心とする数百万の農民大衆によって闘われたテバガ運動 (注1)には、その間に分離独立に伴う国家体制の一応の転換をはさみながらも、そこには農民的土地改革を中心とする農業革命への道を耕作者の立場から要求する農民の強大な意志が貫かれている。

1950年という年は、1946年にベンガル各地で開始されたテバガ運動の一つの中心地、24パルガナ県のカクディープ地区の運動が最終的に弾圧のもとに解体した年であり(計2)、その数年前からザミンダール廃止法の準備が考えられており、その前年の2月には「折半小作人令」(Bargadar Ordinance)が発表されたという時であった。

これらの一連の変化に伴い, テバガ運動の提示 した課題は, 土地問題の解決を本題とする農業革 命の新たな段階の中に統合され, 運動に見られた 農民の強い要求は, 独立後のインド, パキスタン 国家権力への新たな対応の出発点としての意義を持っている。

後述のごとく、1946~50年の前後にも、テバガの要求は現実的基礎を持っていたし、現在ですら地域によっては存在しうる。しかしこの時期を除いてはテバガの要求が一箇の運動として、広汎な地域で、また広汎な農民大衆を捲きこんで闘われたことはなかった。

とりわけ、独立直前の1946年冬から1947年春にかけての時期のテバガ運動は、反英民族運動の高揚を背景として、農村部でのザミンダール、地主支配に対する強力な抵抗によって、当時の混乱した国家機構に最後の追いうちをかけようとしたという点で、きわめて政治的意義の大きな闘争であった。

こうした点からいっても、この運動に対する単なる自然発生的な不満の爆発、あるいは"混乱と無秩序"といった単純なかたづけ方は不可能である。

しかし、テバガ運動の経過、またそこに現れた 特徴等を明らかにするにあたって、この運動の内 包していた政治的、経済的意義を運動の展開の中 に最大限具体化することができたか否か、ひいて は、独立後の政治体制に対して、農民階層の利益 を反映させられるほどの一定の確固たる成果を残 したか否かが、テバガ運動の記録にとどまらず、 その現代的意義を求める立場から 厳密に検討され ねばならない。 少なくとも西ベンガル州の1967年以前の状況から見る限り、テバガ運動の中心となった地区がその後の強力な農民運動の中心地として残っていなかったこと、また折半小作人の権利にしても、広汎かつ激烈な闘争にもかかわらずテバガの権利を立法化するのに独立後20年以上(注3)を要したことなどは、独立後20年間の農民運動の問題もさることながら、テバガ運動そのものにも、何らかの問題点を想定させるものではなかろうか。

テバガ運動について日本ではすでに古賀正則氏が農民組合史の立場から(注4),また最近では中村平治氏がその論文(注5)の中で,ベンガルの"農村の半封建的な生産関係の全面的な批判"への先駆としての意義を認めつつ簡単に紹介されている。

本稿は従来ほとんど知られることのなかった, この運動の具体的経過の検討を基礎として, この 運動と独立直前のベンガルの経済状況, またイン ドの政治状況とのかかわりあいから, この運動の 積極面と, それを十分に展開しえなかった消極面 とをいささかなりと明らかにしてみたい。

地域的にも広汎にわたるこの運動の全貌をつかむことは、独立後20年以上たった現在でも(いやそれだからこそまた)不可能である。筆者は、主に、1946年冬から1947年春にかけてのベンガル州ディナジプール県(注6)のテバガ運動を中心に、上記の観点からテバガ運動を検討してみたい。ディナジプール県は、いわゆる北ベンガルに属し、ジャルパイグリ・ラングプール等の県とならんで最も運動の激しく行なわれた地区であり、資料的にも他の県に比較して多くを知ることができる(注7)。特に1946年12月から、1947年3月にかけての Amrita Bazar Patrika (以下 ABPと略) 紙にはこの県についての報道が最も多い。

(注1) テバガとは収穫物を折半小作人と地主が2

対1の割合で分けあうことを意味する。テバガ運動と はその要求を基礎とした一種の『減租』 運動。

- (注2) Suprakash Ray, Kākdwip, Sonārpur, Bhāngarer Krishak Sāngram, Calcutta, 1969. (『カクディープ, ソナルプール, バンゴルの農民闘争』)。
- (注3) 1954年の立法では、地主では地主対小作の 分益は40対60(小作人が生産費負担)であったが、1969 年7月の改正により、35対65 (35の中から地主は政府 に10を地租として出す)、つまりテバガとだいたい同 じ比率となった。
- (注4) 古賀正則「インド農民運動と土地改革——全インド農民組合の成立から土地改革法の成立に至るまでの——」(『東洋文化』,34号,1963年)。
- (注5) 中村平治「インドにおける民族統一戦線の 新段階」(『土地制度と権力構造』,東大出版会,1969年)。 (注6) ここでは、District を一応『県』と呼んで おく。以下同様。
 - (注7) 本論で使用した資料は以下のものである。
- (i) Chākrāvarty, Sachindu, "1946-47 Sāler Tebhāgā Āndolan," (「1946-47年のテバガ運動」), *Mulyāyan* (『分析』), Vol. 4, No. 2, 1968, pp. 35~48. ディナジブール県を中心とするテバガ運動の記録で具体的事実が豊富である。
- (ii) Rasul, Muhammad Abdullā, Krishak Sabhār Itihās (『農民組合の歴史』), Calcutta, 1969. テバガ運動を農民運動史と当時の政治的背景の両面から見た全体像をつかむのに便利。テバガについては、ディナジプール県を主に扱っている。
- (iii) Lahiri, Dinesh, "Krishak Ändolaner Smrti," (「農民運動の思い出」), *Mulyāyan*, Vol. 1, No. 9, 1966, pp. 1~24.
- ラングプール県の農民運動を1947年まで追っている。 テバガについては言及が少ない。
- (iv) Suprakash Ray, Kākdwip, Sonārpur, Bhāngarer Krishak Sāngrām, Calcutta, 1969.

南24・バルガナ県 (24 Pargana) のテバガ運動についての小冊子。カクディープの闘争の終わる1950年までの記録。しかし事件の日付けは全く書かれていない。 (v) A. Rasul, \overline{Abad} (『開墾』), Calcutta, 1969. 小説であるが,1930年代から1947年までの24・バルガナ県のサンデシカリー (Sandeshkhali) での農民運動を背景にしている。当時のテバガ運動についての短い評価を交えて書かれている。

(vi) その他、カルカッタ発行の日刊紙、カランタル (Kalantar) に掲載されたテバガについての短文。

I テバガ運動の背景

1946~47年の運動をひきおこすいくつかの条件は、少なくとも第2次大戦終了時までのベンガル農業全体の中での折半小作制の位置をあとづけることなしには理解できない。またその手続きは、運動の過程に現われた政治諸勢力のさまざまの主張のイデオロギー的立場を具体的な農業・社会条件に即して理解するためにも不可欠である。この運動が一つの政治闘争としての性格を持った以上これは当然必要とされる手続きであろう。

「テバガ」(Tebhāgā) とは すでに 述べたように (31ページの(注1)) 収穫の3等分のうち2部分を折半小作人が要求することを意味している。

つまりそれは収穫のための要求であり、いわば 『減租』要求として、農民的土地改革への前段階 でしかなかった。この要求を基礎として一般に600 万といわれる^(注1) 農民大衆が後に述べるようなき わめて戦闘的な戦いを行なったことの 背景はどん なものであったか。

イギリス帝国主義とザミンダール制の圧力のも とに農村に浸透してくる商品経済は、農民層の畸型的分解の結果とも言うべき 半封建的折半小作制 を次第に拡大していった。

19世紀後半から行なわれはじめた小作法の改正 も、農業への商品経済の浸透、土地投機の増大に よるライアット農民の没落、折半小作貧農・農業 労働者の下層への沈澱を阻止できなかった。

1885年の小作法改正後もベンガル農村での折半 小作制の拡大は着実に進み、20世紀に入るや、す でに小作法の改正問題に際し、折半小作農の地位 の問題は、議論から抜きえないものとなっていた。 1928年に改正された小作法の約8年にわたる議論の経過は、ベンガル農民の救済を語る者の進歩性・具体性の基準は、折半小作人の地位に対する見解いかんから知られるといっても言い過ぎではないことを明白にしている。

1921年のカー卿 (Sir John Kerr) 委員会による改正草案は,折半小作人にも下級ライアット (Underraiyat) 権を認めるものであった。ザミンダール・ジョトダールの勢力をもその中に含むスワラジストは, 折半小作人は農業労働者である, あるいは地主の自営地 (Khās) を耕作するパートナーであるという, 折半小作制が近代的契約関係を基礎とするものであるかのような議論によって, この草案から折半小作人への下級小作権賦与を削除することに成功した (1927年)。

すでに1920年代に、高まる農民の反封建的エネルギーが明確な組織的運動の形をとりえないままに、かれらの反封建意識が狭い宗派的対立(それ自身中世的遺物でしかない)の枠内にとじこめられるという状態がしばしばみられたのであった。

査定報告 (Settlement Report) などからも、すで に折半小作人層も地主に対する直接的行動を開始 しており、またそれがしばしば宗派的対立の衣を 装っていることも指摘されている。

一般に宗派対立と考えられているパブナ県の一連の折半小作人の暴動について,査定報告(注2)は次のようないくつかの記述を行なっている。

1918年――ウッラパラ (Ullāpārā) では 折半小作人が 条件の改善を要求してストライキを行なった。その結果協同組合銀行が設立された (注3)。 ボグラ (Bogra) 県でも 折半小作人のストライキがあった。

1925年――シャーザドプール (Shāhzādpur) でジュートの価格が上昇した時, 折半小作の要求に

応じないヒンドゥの地主の田では、小作人が自 分の分だけ刈りとって、地主の分を刈り残した。 ヒンドゥの紳士カストの地主はやむなく田に降 り、ムスリムの小作人はそれを囲りでひやかし た。宗派対立が高まったが大事には至らなかっ た。数カ月後小作人は要求を放棄した。

1926年――サダル (Sadar―県庁のある―) 郡のチャトモハル (Chatmohar), アトガリア (Ātghariā) では、1925年冬、折半小作人が反乱した。地主はヒンドゥ。市場(ハット―Hāt)の略奪にまで発展した。この後地主の家の息子はフォードソン (Fordson) トラクターを買って耕作を始めた。またこの報告はパブナ県の折半小作農について"多くの折半小作人はライアット地を少なかれ持っている。増加する家族員を養うため、また河川の氾濫地 (char) を地主にとられるのを防ぐため折半契約をむすぶ。"

"シラズガンジ (Sirājganj) の折半小作農は折半によって1 ビガから 40ルピー, ジュートではやや多くの収益をあげる。中には比較的富裕な者もおり、生活改善の意欲から過去10年にしばしばストライキをおこした(E4)。"

しかし折半小作人が所有しているというライアット地も同報告によれば、パブナ県平均0.75エーカー、ボグラ県で1.12エーカーであった(注5)。

報告書の叙述からは、この地区の折半小作人はかなり自作農的傾向が見られるような感はするが、折半制が、農業経営をジュートなどの換金作物の拡大のために営利目的化するために行なわれたとは以上の記述からだけでは考えにくい。一般には、東ベンガルの折半小作農は北ベンガルの折半小作農に比べて所有地を多く持っているといわれるが(注6)、その真疑と根拠は明らかでない。

だが折半小作人の要求について 最も興味深いの

は、明白にテバガの要求であると思われる3分の2要求が、すでに1928年のジェッソル (Jessore) 県のある農村から報告されていることである(生7)。

この時期の暴動あるいは衝突といわれるものは、広汎な組織された農民によるものであったとは考え難い。パブナ県の折半小作人の運動も宗派対立や、村内の派閥争い (Dalādali) によって消滅していったという(注8)。

1920年後半からの農産物価格の下落は、ライアット農民、折半小作農の没落をさらにおし進めた。ザミンダールの下には、商人=ジョトダールの土地の集積が着々と完成していった。1928年の小作法改正を、非農業者への土地移動を促進するものとして非難したザミンダールは一面では正しかったが、そのために自身が損害をうけたわけではなかった。一部の商人=ジョトダールはザミンダール領内の特権地主、商業資本として、身分的にも社会的にもいわば貴族階級であるザミンダールや政府の官吏と手を握って市場を支配し、農村余剰の上にその地位を固めつつあった。

1930年のマイメンシング (Mymensingh) 県のキショルガンジ (Kishorganj) の農民・負債者 (Krishak-Khātak) 闘争として知られているのは、このような背景のもとでの反商人闘争であった。しかし、この闘いですら、しばらくの間は、金貸しのヒンドゥ対ムスリム農民の争いという受けとり方が一般的であった(注9)。

このような農村の不満を背景に、組織的な農民 運動 (注10)も開始されようとしていた。すでに1926 年、当時の小作法改正にライアットの意見を反映 させる目的で組織された農民大会 (Krishak Sammelan) が第1回の会合をボグラ市にもった。この 大会は、一方に改良主義的であり、選挙を目当て とする意図を含んでいたとはいえ、ザミンダリー 廃止を要求する一つの政党つまり Krishak Praja 党 (1934年) を生み、もう一方には、急進的民族 主義者から共産主義者までを包含する労働者・農 民党の成立をうながすことになった。

これらの諸政党の農民とのつながり、また農業 問題に対する立場などは全く別個の検討に値いす るので、ここでは、こうした徐々たる農民の騰醒 を農民革命への展望の中に位置づけようとし、後 にテバガ運動を指導する立場に立った 共産主義者 の活動を簡単に追っておくにとどめる。

ベンガルでは1933年にブルドワンをはじめ、ノアカリ、トリプラの数県で共産主義者による農民組織の結集が始められた。全インド農民組合成立後に、州の運動は一層意識的なものとなり、その活動も次第に宣伝活動の域を脱せんとしていた(社11)。この転回のきっかけとなったのは州農民組合の第3回大会(1939年5月)であった(社12)。この1939年を境に、農民組合は、ブルドワンにおける灌漑税引下げ運動、また後述する北・東ベンガルの市場税とりたて反対運動、各地での地代強制とりたて反対運動等を積極的に指導しはじめたのである。

こうした積極的な運動を通じて組合は、折半小作農をもひきつけていった。とくに北ベンガルで市場税反対運動に成功した自信は、折半小作農を5割にものぼるタネモミ利子に対する反対運動に立ちあがらせた (生13)。この際の折半小作人の運動の形態はテバガ運動の進め方にも生かされたことを後に見るであろう。こうして第2次大戦開始時に州農民組合の規模は5万人に達していた (住14)。1937年にベンガル地租制度調査委員会のインタヴューに応えて農民組合は、そのメンバー5万人(住15)、主にライアット農民が組合員であり、一部が下級ライアットや折半小作人である (マイメンシ

ング県のキショルガンジでの調査)と述べている^(注16)。

第2次大戦下の6年間は、30年代後半のこうした農民運動の部分的な成果すらも無に帰しめるほどの徹底的な農村経済の破壊と農民収奪の時期であった。大多数の農民の没落とひきかえに、商人=ジョトダールの土地と余剰米への支配力が強化された。

1942年のラングーン 陥落 によるビルマ 米の途 絶,イギリスによる Denial Policy (注17), それに 不作も手伝って,大戦前には恐慌前の水準に達し ていた米価は,ヤミ商人=地主の操作によって急 上昇を見せた。

余剰の全くわずかしかない農民には米価の上昇は不利であり、たとえわずかの恩恵も生産費・諸物価の上昇で帳消しとなった。土地を商人=ジョトダールに売却し、かろうじて折半小作人として土地にとどまった農民も繊維品、燃料、生産費の値上りで生産者としての立場を危機に陥れられた。

だがこの飢饉によって最も大きな被害を蒙ったのは農業労働者であった。 飢饉による流民化, 乞食化の最大部分はかれらが占めていた (注18)。

350万人の死者を出したこの飢饉に農民は抵抗する手段を持たなかった。わずかにミドナプール県のガタル (Ghātāl),マイメンシング県の部族地帯で農民自身による貯米 (Dharma Golā) が行なわれ被害をくいとめたといわれる(注19)。

各種の慈善、救援団体の活動が行なわれた中で、 共産党の指導する人民救援委員会 (People's Relief Committee. 略称 PRC) の活動は農民と学生・イン テリを接近させることにもなった (注20)。

1943年の大飢饉以後,ベンガル農村は慢性的食 糧危機に見舞われた。米価は戦時・戦後を通じて 飢饉時の水準を下っていない。 飢饉の被害を過大にした原因は疑いもなく農村 の商人=ジョトダールの投機にあった。 それを可 能にしたのは過大なまでのかれらの 総生産量に対 する分益率であった。

R・ムカージー (Rāmkrishna Mukherjee) は、1936~39の3年間の平均収穫時に、地主 (ジョトダール) と折半小作農との純分益率を計算している。かれはさらにそれと 農業労働者を使用した場合の土地所有者と 農業労働者の収益とを比較している(321)。

(1) 折半小作制

ラジシャヒー県,ビルブム県 ボグラ県(東ベンガル)(西ベンガル)

ジョトダール 44%(地代をひいて) 38% バルガグール 26%(費用をひき, (折半小作農) 労賃を込み) 15%

(2) 農業労働

土地所有者 42%(費用,資本利) 32% 子をひいて 32%

労 働 者 28% 22%

(3) 一般の小作人(いわゆるライアット)

63% (労賃込み) 43%

物納小作である折半小作人と農業労働者とを比較することは容易ではないが、この計算にもとづいて、ムカージーは当時の折半小作人の状態は農業労働者より悪いと結論している。ムカージーはパンジャブの耕作農民の国家への地租が粗収量の4分の1であることを指摘し、バルガダールとジョトダールの分配率を3対1に改訂することを主張している。それによってラジシャヒー、ボグラの場合比率は51対19と逆転するが、それでも一般小作人の取り分、63%には及ばない(社22)。かれのこの主張の前提は、当然のことながら折半小作人こそ直接耕作者であるということである。

ジョトダールの不当な取得率については、 地租

調査委員会がすでに指摘するところであった。委員会はその勧告の146章において、折半小作農に収穫の3分の2を与えることを明言している(注23)。 農民組合、折半小作人のテバガの要求はこうしてすでに公式に容認されているものであって、運動の開始は予期されるものであった。しかしこの『公式の容認』が意外な油断を組合指導部に与えていたことを後に見るであろう。

大戦下の時期に農村での階層構成の変化に伴って、折半小作制の位置がどのように変化したかを具体的に見るために、ここで、飢饉と大戦を間にはさむ、二つの報告書の比較を行なっておこう。大戦前の報告としては、たびたび言及した地租調査委員会の報告が1937年段階での、大戦終了時のものとしては、ベンガル政府のいわゆるイサク(H. S. M. Ishaque)報告(注24)が1945年段階でのベンガル農村の階層構成、折半小作制の位置を知るのに役立つ。

両報告の階層区分は一致しないが, 並記すれば 以下のごとくである。

"カース"地 の所有規模 (エーカー)	家 LRC (1937年)	族(%) イサク報告 (1944-45年)	
0 0~1 1~3 3~5	} 57.2 17.4	36.4 17.7 22.0 9.6	なし 1.8 4.2 16.9 14.7
5~10 10~	17.0 8.4	} 14.3	} 62.4

(注) 法定小作地は二重計算になるので、カース (Khās—自留) 地のみを統計している。以下この 報告書における所有地とはこのカース地を指す。

委員会の報告では、土地の集積度が示されていないので、比較は完全ではないが、37年から44~45年の間に、人口については5~10エーカーの層までも減少し、3エーカーまでの土地なし農民および貧農が激増している。委員会ですら、5エー

カーを一般的な最低経済規模と考えていたのだから,76.1%を占めるこの3エーカー以下の層の経済状態は想像を絶する。

ここでは土地所有の集中を 明らかにしたのみで ある。 重要なのは、その経営形態を明らかにする ことである。

委員会報告によると、一般にライアット農民が 折半小作農に転落する(注25)のは土地の売却に伴う 場合であり、委員会は1937年までの過去12年間に 移動した土地が、新たな所有者のもとで耕作され ている形態を分類し、それぞれの比率を次のよう に示している(注26)。

所有	育者 ∅	つ家族	英労働	38.0%
折	半	小	作	31.7%
下	級	小	作 (又貸し)	24.6%
農	業	労	働	5.7%

これは飢饉前の数字であるが、この率が維持されたとしても、飢饉による土地移動の増大に伴い、折半小作層が拡大の道をたどったであろうことは想像に難くない。事実、委員会報告では折半小作地が全耕地に占める割合は21%であったものが、イサク報告では、家宅地・果樹園を除けば全所有地の30%、両者を含めても24.8%が折半小作地となっている。

イサク報告の原表 (Part I, p. 47) からカース地 の経営形態を所有規模別に百分率に 計算しなおしたのが次表である。

	平均所有地 (家族当 t p) (エーカー)	経営 自家労は 働関動者	折半 小作	態(%) その他 (家宅地) など	全折半 地に占 める割 合(%)	家族当たり の折半貸地 (エーカー)
0 0~1 1~3 3~5 5~	1.60	64.0 67.5	$0 \\ 13.4 \\ 13.0 \\ 16.0 \\ 31.5$	0 38.9 23.0 16.5 14.5	0 2.4 9.0 9.4 79.2	0 0.08 0.26 0.63 3.52
平均		56.4	24.8	18.8	100.0	平均1.69

5エーカーまでを所有する層も13~16%の土地を折半に出している。しかし家族平均にならしたかれらの貸地の量は0~1の層で0.08エーカー,1~3で0.26,3~5で0.63であり,折半小作制そのもののなかで5エーカーまでの土地所有者の占める比重はきわめてわずかである。全折半小作地のなかで,これらすべての層の折半貸地を合計しても,それは20.8%にしかならない。これらの層は,以下に見るように自らも折半小作人として借地をしている場合も多い。

他方, 折半小作に依存する率が全所有地の31.5%であり, その他の形態の地代収入も土地の独占 (62.4%) から当然集中していると考えられるのが, 5エーカー以上の層である。この層は人口の14.3%にしかならない。しかも5エーカー以上の層の平均所有規模が11エーカーであることは,この層をさらに細分するならば,農村において半封建的搾取によって生産の大きな部分を取得している層はさらに限られたものになるに違いない。

次に同じ原表から、逆に折半小作として借地を 行なっている層を摘出してみよう。

土地所有 規 模	全折半借地のなかに 占める割合 (%)	折半借地の規模 (家族当たりエーカー)
0 0~1 1~3 3~5 5~	40.8 16.2 24.4 9.4 9.2	0.55 (0.84) 0.46 (0.56) 0.59 0.51 0.36
全 体	100.0	0.49 (0.57)

(注) カッコ内の数字は、当時の農業労働者数を200 万家族とし、その84%を土地のない純農業労働者、 残りの16%を0~1エーカーの土地を持つ労働者 と考え、折半小作農と区別した場合の折半借地の 平均規模である。

農業労働者中の土地なし人口の比率については K. P. Chattopadhaya, A P Infor…, p. 56より, また農業労働者の数については, 170万 (K. P. Chattopadhaya) とも, 200万 (PRC の推定— BhowaniSen, Nutan Bangla (『新しいベンガル』) Calcutta, 1946, p.6より) ともいわれる。

上記の表から、所有地が3エーカーまでの農民が全折半地の80%以上を借地していることがわかる。土地なし農民がその半分に当たる40.8%をも耕作していることは注目に値いする。また1家族当たりの借地規模が平均半エーカー、最高約0.6エーカーにもみたないことは、3エーカー以上の農民は別として、折半小作農が借地耕作によってすら生計維持が困難であることを示している。裏がえして言うなら、折半小作制は生計維持も困難な貧農、土地なし農民の搾取の上に立っている制度であるということである。こうして、経営の拡大、労働力の消化などの意味は折半制にあっては例外的なものでしかない。

また、これら下層農民にとって、全借地に占める折半制の比重が3エーカー以下の場合は90%、3エーカー以上の場合ですら80%以上に達していることにも注目する必要がある(注27)。

これがカース地についての分析であるが、法定 小作地についても、5 エーカー以上の 農民にその 98%が 集中している^(注28)。つまり土地からあがる あらゆる形態の地代は5 エーカー以上の 農民が独 占しているのである。

以上から大雑把な分類をするならば、1エーカーまでの農民の多くは農業労働者と折半を主とする貧農層でそれが人口の54%を占めていた。その上に5エーカーまでの折半を従とする貧農が人口の30%を占める。5エーカー以上の層はおそらく雑多な構成ではあろうが、中農、富農、ジョトダール、ザミンダールを含み、この層が(しかもその一部が)農村人口の80%にのぼる大衆を支配していたといえよう。

今当時の農村人口を1020万家族として,そのうち非農業人口(注29)280万家族を除き残りを農業人口(注30)として上記の率で配分すれば,

農業労働者

200万家族

折半小作(3エーカーまでの貧農) 390万 "

貧 農(5エーカーまで)

74万 "

その他(5エーカー以上)

76万 "

となる。この時期の法定ザミンダールは一口に 60 万家族といわれているから (性31), すべてが農業人 口として数えられぬにしても, 少なくとも 16万あ まりの中・富農, ジョトダール層があったと思わ れる。

以上が テバガ運動開始直前のベンガル農村の階 層構成,折半小作制の位置であった。

第2次大戦下のインド戦争基地化による膨大な 資源動員は従来のインド対外負債を一気に黒字化 するほどのスターリング債をロンドンに積みあげ た。その背景には一方ではベンガルに見たような 広汎な農民の没落と疲弊,一方に戦争物資のコン トラクターになりさえすれば,いくらでももうか るといわれるほどの状況のなかに都市・農村での 成金層を生んだのである。

次にかかげる一節ほどこの事情をよく物語るも のはない。

"ロンドンの口座のこのインドのクレディット・バランスは連合国側の防衛機構を円滑にせんがために、民需品の欠乏から非人間的水準のもとで生活することすら余儀なくされたインド大衆の血・汗・涙の象徴である(注32)。"

このような事態が主としてインド共産党の"人民戦争"期に生まれてしまったことについて、A・ラスールは、農民下層の利益が、"人民戦争"下の全人民的団結というスローガンのもとに常にぼやかされる傾向のあったこと(注33)、また、その時期に守るべきであったかれらの利益が、大戦終了後テバガ運動の形をとって爆発的に表現された(注34)と語っている。

農村での明確な対立の深化の一方, 農民運動を 指導する立場にあった 農民組合運動の戦線にも, 第2次大戦終了までには 指導者層での分裂が進ん でいた。

1945年ビハールの指導者, サハジャナンドの農 民組合との訣別以後, 農民組合は, 完全に共産主 義者の指導のもとに進められた。

1945年にはベンガル州の組合員数は21万人に増加していた。1945年末には共産主義者は会議派を脱退しており、労働戦線を除いて単独で以後の状況に立ち向かうことになった。

- (注1) 根拠は不明。
- (注2) Final Report of the Settlement, Pabna and Bogra District (1920-1929), pp. 73~74.
- (注3) ストライキに対抗して地主が融資を停止したため自衛の目的で協同組合ができたのかそれとも折半小作を懐柔するためなのか関連がはっきりしない。
- (注4) Settlement Report, Pabna and Bogra, p. 73.
- (注5) Settlement Report, Pabna and Bogra, p. 66.
- (注6) Land Revenue Commission Report (以 下 LRC と略) Vol. VI, Reply by Jalpaiguri Bar Association, p. 177.
- (注7) Some Bengal Villages, Calcutta Univ. 1928, p. 106. ジェソル県ナライル部クリグラム村。
- (注8) Settlement Report, Pabna and Bogra, p. 73.
 - (注9) A. Rasul, p. 50.
- (注10) ベンガルにおいては、この時期の運動は、 プラジャ・アンドロンと呼ばれていたこと、つまりザ ミンダールと対立する意味での農民"プラジャ"の運動として最初に意識されていたことを注意する必要が あろう。
- (注11) 1947年までの組合員数などについては, Rasul の『農民組合の歴史』付録1より,小論の最後 に引用しておいた。付(I)を参照。
 - (注12) A. Rasul, p. 77.
 - (注13) A. Rasul, pp. 87~89.
 - (注14) A. Rasul, 付 1.
 - (注15) A. Rasul によれば, 1万1080名。

- (注16) LRC, Vol. VI, p. 62.
- (注17) イギリスは日本軍の侵攻に備えて、ベンガルで一種の焦土作戦をとった。川の多いベンガルの重要な輸送機関である、民船、ランチなどの移動を禁止したのを Denial Policy という。
- (注18) K.P. Chattopadhaya, Ramkrishna Mukherjee, A Plan for Rehabilitation in Bengal, Statistical Publishing Society, July 1946, p. 7.
- (注19) K. P. Chattopadhaya, ch. 1, p. 1. マイメンシング県の場合について Pramotha Gupta, *Mukti Juddhe Adivāsi*, Calcutta, 1964. (『解放戦争とアディバシー』)
 - (注20) カクディープの場合 (S. Ray, p. 7)。
 - (注21) K. P. Chattopadhaya, p. 47.
 - (注22) K. P. Chattopadhaya, p. 48.
 - (注23) LRC, Vol. I, p. 69.
- (注24) 正式の名称は、Agricultural Statistics by Plot to Plot Enumeration in Bengal, 1944-45, 4 vols., 1946. ここに使用したのは、そのうち、Part I、p. 47の総合表。総合表は付(II)a を見よ。この調査は77ヵ村(全郡1ヵ村ずつ抽出)、5284家族に対して行なわれた。
 - (注25) LRC, Vol. II, pp. 120~121.
- (注26) ここで「転落」というのは、経営の拡大などの理由から折半小作に移行するという状況は折半小作制の本質とは、かけ離れているという想定からである。以下の資料もその想定を裏づけるであろう。
 - (注27) イサク報告, Part I, p. 47の同表より。
 - (注28) 同上。
- (注29) K. P. Chattopadhaya, p. 56. 非農業人口は 職人,漁民,教師,小商店主などを含む。
- (注30) 1941年センサスでは 750 万が農業依存の家 族数である。
 - (注31) B. Sen, Nutan Bangla, p. 26.
- (注32) Krishnalall Shridharani, The Mahatma and the World (Overseas Economic Survey: India, March 1949, p. 35. から引用。)
 - (注33) A. Rasul, p. 121.
 - (注34) A. Rasul, Abād, p. 300.

Ⅱ テバガ運動

1. ディナジプール県

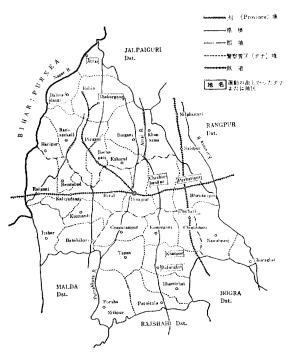
テバガ運動は一般に600万人の農民によって闘

われたといわれている。 農民運動に関係する人々 の言うこの数字が何に根拠を持つのか不明である が、運動の広汎さは十分に理解できる数字である。

最も激しい闘争の行なわれた 北ベンガルのディナジプール、ラングプール、ジャルパイグリ、 南ベンガルの 24パルガナ、クルナの各県を初めそれはベンガルのほとんどの県に及んでいる。 1946~47年の運動以後、立法措置上は、1949年の 2月のBargadar Ordinance、1952年の Bargadar Act、1954年の Land Reform Act によって種々の権利が折半小作人に与えられはしたが、 ジョトダール側からの『サボタージュ』は激しい。 場所によっては 逆テバガ (Ulta-tebhaga) と称してジョトダールが 3 分の 2 をとっている場合もある(注1)。

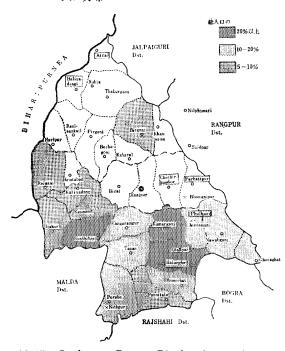
現在の状況は別としても,上記の各県は折半小 作制が広汎に存在していた地域であった。各地域

第1図 ディナジプール県



(出所) Settlement Report, Dinajpur (1934-40) より。

第2図 ティナジプール県におけるサンタル族の 人口分布

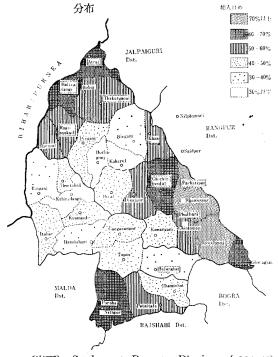


(出所) Settlement Report, Dinajpur(1934-40)より。 で地主(ジョトダール, その他地方名は多い) の出身 や性格は多様である。

24 パルガナでは、ラトダール (Lātdar) と呼ばれ、ムンダなどの原住民 (ビハールなどから流入してくる) を利用して未墾地を開拓させる一方、周辺の小農民の土地を様々の手段で兼併し、数千エーカーにのぼる土地を折半地にしていた (注2)。多くの場合大ジョトダールと呼ばれ、数百から数千エーカーを『自留地』(Khās) として折半小作に出している地主は、折半小作人の多数を占める下層カスト農民、部族民 (サンタル・ムンダなど) に対し、その貧困と無智、さらにはかれらの社会習慣にまでつけこんだ極度の搾取を行なった (ている)。

かれらはザミンダールとは異なり、より在郷的 性格を強くもち、場合によっては、他農民と文化 的、社会的に同一地位にあり、したがって農民の

第3図 ディナジプール県におけるムスリム人口の



(出所) Settlement Report, Dinajpur (1934-40)

遅れた意識を巧妙に利用できる立場にあった。また一方では、商人・高利貸として農民の生活の広 汎にわたる支配を貫徹することも可能であって、 支配の網の目はザミンダールとは比較にならない ほど細かい。

ディナジプール県でのテバガ運動を 検討するに あたって、この地におけるジョトダールの性格、 バルガダールとの関係について 1942年の県の査定 調査報告 (Settlement Report) および既出のイサク 報告の該当部分から、いささかの検討を加えてみ よう。

ディナジプール県 (注3)は、ラングプール、ジャルパイグリ等の県とともにいわゆる北ベンガルの一部を構成している。

西はビハール州 プルニア 県と ナガル (Nagar) 川, 東はベンガル州のラングプール県とカロトワ

(Kārotovā) 川を境に接し、県の中央をアトライ (Ātrāi)、プルナヴァバ (Purnabhābā) 川が縦断している。アトライは現在の西ベンガル州西ディナジプール 県庁 のあるバルルガート (Bālurghāt) 市を通って南にラジシャヒ県に流れ込む。アトライはもとティスタ川の本流であったが現在は死滅しつつある。

県庁所在地ディナジプール市を通過する鉄道は、東にパルバティプール (Pārbatipur) を経由してラングプール,西にライガンジ (Rāiganj) を経由してプルニア (Purnei) に結ぶ。

北ベンガルの穀倉といわれながら、単当たり収量は決して多くなく、二毛作田の割合も東ベンガルより小さい。二毛作地は県境の川沿いの土地に限られている。とくに県南部のKhiarといわれる粘質土の古い堆積地は完全な単作地帯である。1934~40年の査定報告(単4)ではこのような土質の地区に折半小作制が広汎に存在するとされているが、そのような一義的関係は必ずしも証明されない。一方、北部のタクルガオン(Thākurgāon)郡のかなりの区域、ディナジプール(サダル)郡の一部は新しい堆積土で、水分の保存も良く、二毛作適地といわれる。

県民は、社会的に、ムスリム、ヒンドゥ、サンタル、その他とに分けられる。1931年のセンサスではムスリム89万、ヒンドゥ79万、部族民13万であった(注5)。部族民、特にサンタルはビハールから1910年代にこの地域に移動しおわり、おもに県の南部に分布していた(注6)。ムスリム人口は主として県の東部、北部に片よっている(注7)。1947年の分離独立に際しディナジプール県は分断されるが、国境は必らずしもヒンドゥ、ムスリム人口比によってひかれたわけではなかった(注8)。人口構成から言うなら、テバガ運動の激しかったタナ (Thānā—

警察管区) (注9) にはおおまかにいってムスリム,サンタルの人口比率が高かったことが指摘できる。

同報告によって、この県の40年頃の農村の概観 をつかんでおこう。

この県ではほとんどの村に、数百から数千エーカーの土地を所有する農民が少なくとも一軒は見出された。かれらがジョトダールであり、村内の指導者であった。かれらは県の北部では、ギリ(giri)と呼ばれたのは、"Dewāniā"と呼ばれた(ielo)。ユニオン・ボード (Union Board—数カ村を単位とする地方自治組織)の議長とメンバーの宗教を示す表を以下に示すが、そのほとんどは、30エーカー以上のジョトダール出身であるという(ielo)。

		誦	長	メンバー		
郡名		ムスリム	非ムス リム	ムス リム	非ムス リム	
タクル ガオン	(Thākurgāon)	75	31	325	191	
サダル	(Sadar)	75	36	447	219	
バルル ガート	(Bālurghāt)	51	31	330	162	
全 県		181	98	1102	572	

ジョトダールの所有地は30~300 エーカーが普通だったが、なかには群を抜いて大土地を所有するジョトダールもいた。たとえば、

フルバリ (Phulbāri) タナの Rājārāmpur のチョウドゥリ(Choudhury), ビラル (Birāl) タナ北部のGobindapurのチョウドゥリ,バンシハリ(Bānshihāri) タナのモラハル (Mollahar) — かれは土地をワクフ (Waqf) にしている, ヘムタバード (Hemtābād) タナの Dhohara のラムザン・アリ・タルクダール (Rāmjan Āli Tālukdār), ポルシャ (Porshā) タナのシャー・チョウドゥリ (Shāh Choudhury) など。

なかでもポルシャのチョウドゥリは 年に 6 万マウンドの稲が手に入ったというから、少なくとも6~7000エーカーの土地所有者であったと思われる(計2)。

この県のジョトダールには、ムスリムが多かった。ヒンドゥのジョトダールはパティラムプール (Patirāmpm) のゴーシュ (サドゴプ・カスト) を除くと多くは2~3世代の家であった(注13)。たとえば、ライ・サヘーブ・ジャグディシュ・サハ (Rai Sāheb Jagdish Sāhā) ―ビラムプール、バカット (Bhākāt) 家―ニトプール (ポルシャ・タナ)

ジョトダールらは 虚栄を争って象を飼い求めた という。すでに査定報告の当時, この性癖は衰え を見せていたというが, 1943年の飢饉の際, ジョ トダールの象が再び登場してくるのである (本論 44ページを参照)。

ポルシャのチョウドゥリをはじめ、これらのジョトダールは 大米商人であった。J・サハはチンタモニ (Chintāmani) に数千マウンドの穀倉を、Rajarampur のチョウドゥリは1935年に7000マウンドの稲をボワニプール (Bhowānipur) 駅に貯えていたという。 ジョトダールはザミンダールと異なり『自留地』をできるだけ多く持ち、折半小作人による現物地代を好んだ。 したがって農民的特徴を備えたジョトダールの場合『自留地』を農業労働者の雇用によって耕作させることもみられた。 たとえば、ラジバンシー (ヒンドゥ化した部族民) のあるジョトダールは 100 ビガ (注14)を自家耕作していたというし、マイシャ・カスト(注15) のあるジョトダールは 138もの犁を所有していたという。

査定報告書から、1934~40年のディナジプール における土地所有の状況を以下に示そう。

第1表より、家族数にして17.4%の10エーカー 以上の層が土地の61.6%を独占していることがわ

				0 ~	1		1 ~	5		5 ~	10		10	~		計	•
ブロ ック	調査年	村数	F	Р	A	F	P	A	F	Р	A	F	Р	A	F	P	A
A	1935	11	75	324	20.11	126	650	339.70	52	327	346.09	66	629	1505.66	319	1930	2211.56
В	1936	13	46	187	10.34	151	772	459.72	74	504	535.38	60	671	1257.84	331	2134	2263.28
С	1937	18	152	787	40.96	156	830	428.00	92	564	663.28	74	702	2117.02	474	2884	3249.26
D	1938	15	134	618	33.01	148	696	417.10	83	529	592.73	72	538	1459.90	437	2381	2502.74
計		57	407	1916	104.42	581	2948	1644.52	301	1924	2139.45	272	2540	6340.42	1561	9328	10226.84

ブロック A (東部) B (北部) C (南部) D (西部) F: 家族数 P: 人口 A: 面積 (エーカー) (注) A ブロック, 10エーカー以上の所有面積, 1505.66のうち, 241.95を持つ43名の2家族を含んでいる。 C ブロック, 同じく10エーカー以上の面積2117.02のうちには, 805.61エーカーを持つ59名よりなる2家族を含

Dブロック,同じく10エーカー以上の面積1459.90のうちには、108.86を持つ、5 名よりなる1家族を含んでいる。

かる。5エーカーまでの農民は63.3%の人口を構成し、土地の17.6%を所有している。欄外に注として示した家族(全体の0.5%)のみで土地の10%に当たる部分を独占していることも注目に値いする。

このような土地所有状況のもとで、 折半小作地の割合は、播種面積比でCブロックでは18.9%, Cブロック中ポルシャ・タナのみは23.0%である。Dブロックは18.2%, そのうちで最高はバンシハリ・タナの24.0%, 最低はカリアガンジ(Kaliyāganj), クスムンディ(Kusmundi)・タナの13.0%であった(注16)。

県平均として同報告書は、地主の側の過小申告も含みに入れて、25%が折半小作地であろうと考えている(作17)。

折半小作人の所有する ライアット地についてA ブロック, つまりフルバリ, ナワブガンジ (Nawābganj), ゴラガート (Ghorāghāt)・タナの123カ村1614 名についての調査からは次の数字が知られる。

つまり、1 エーカー以下の農民が 折半小作人の42.8%、5 エーカーまでだと 74.5%を含むことになる (± 18) 。

折半契約の期間については、 C・Dブロックでの調査が行なわれた。

3年以下 3~6年 6~12年 12年以上 Cブロック 56 23 11 10 Dブロック 61 24 8 7

つまり、折半小作人の50~60%はわずか3年以下の契約で小作をしているのである。

折半小作人に 定常的小作権を与えることに反対 する理由として "アディヤール^(注19)はギリ(つまり ジョトダール) を 次 から 次へと 変える"というこ とが言われる。 しかし実際はジョトダールの側か ら小作人を意識的に入れ替えるのであって、 小作 関係の解消が一種の社会的制裁の道具として使われることをこの報告は次のような事例で示している(#20)。

ムスリムの子供が サンタルの子供の飼い犬をい じめたことから、 ささいな事件は両コミュニティ の喧嘩にまで発展した。 ムスリムはサンタルに制 裁を加えるため、 ムスリムのジョトダールにサン タルの折半小作人を 追いたてるようにそそのかし た。

こうした状況のもとでは、 折半小作人はいつも 追いたてにおびえ、 さらには社会差別にすら甘ん じなければならなかった。 ジョトダールと折半小 作人の温情的関係といわれるものも、 最終的には ジョトダールの権力に折半小作人が 服従し続ける 限りで維持されていたものであることは 言うまで もない。

同報告はさらに両者の不平等関係を示す象徴として、収獲物を地主の指定する稲打ち場 (Khāmār …南ベンガル、Khāliyān…北ベンガル・ビハール)に運ぶ義務が折半小作人にあることをあげている。 折半小作人との紛争の際にこの Khāmār の 権利がまず表面に出てくるのも、それが地主の一方的権利を象徴的に示すものであるからに他ならない。地主の指定する Khāmār では、折半小作人は地主や差配人の監督に従って収穫物を分配する他はなかった。

こうした折半小作人の地位について、当時の法 曹家達が近代的な契約法の原理を適用していかに 地主の利益を獲得したかは後に見るところである が、地租制度調査委員会報告の第6巻"法曹協会 の回答"の項を参照するのが非常に参考になる。

飢饉後のディナジプール農村については、イサク報告の3郡、各1カ村、計3カ村の調査があるのみである。詳細な数字の引用はさけるが(E21)、

タクルガオン郡のビルナガル村では 42%, サダル郡のクニア村では 40.8%, バルルガート郡のドゥルガプール村では 19.5%の所有地が折半小作地であった (〒222)。3 カ村平均をとると折半小作地の全所有地に占める率は 33.8%であり,全ベンガル平均 30%よりやや高い。前2 カ村では 5 エーカー以上の土地所有者が折半地主の 100%を占めている。ドゥルガプール村でも折半地の 69%は 5 エーカー以上の所有者のものである。 B・センによると,1946年にこの県の農民の 3 分の 2 は折半小作人であったという (〒23)。上記の 3 カ村平均では 3 エーカーまでの農民は全体の 65%人口を占めているしかれらの耕やす折半小作地面積は 全折半作地の約77%を占めているから,このセンの記述も事実と遠くはない。

また5エーカー以上の層についてこの3村を通じて顕著なことは、この層が法定小作人に土地をほとんど貸していないということである。つまり先に述べたジョトダール的性格(自留地を好む)が非常に顕著に現われているのである。

2. テバガ運動

こうした背景からテバガ運動 (1946~47年) は開始される。運動自体は数カ月にしかわたらぬものであったが、そこにはいくつかの段階を想定しうる。まず運動の準備期から、実際の運動が最高潮に達した時期、次に運動の拡大におそれた当時のベンガル政庁が一方で折半小作立法を声明し、一方で弾圧準備を整える段階、最後が弾圧の表面化と立法のたち消えによる運動の抵抗期と終焉まで、とこのような段階が区分されよう。これは決して截然と区分できうるものではないが、一応の経過としてこのような傾向が指摘しうるのである。

(1) 準備から攻勢へ

この地区の農民の間に社会主義思想が農民組合によってもちこまれたのは、1937年頃であったといわれる(H24)。それ以前にもディナジプールの農民は、民族運動の中にも積極的に参加し、常にその運動の戦闘化の契機となる役割を果たしていた。1930、32年には地代・チョキダール税不払い運動に参加している(H25)。42年の運動の際、バルルガート市を攻撃し、登記所(Sub-Registry ()ffice)に火を放った事件にも農民の参加が背景にあった(H26)。登記所への攻撃の背後には土地を失った農民の不満があることは疑いもない。

査定報告書によれば、1940年の冬、アトワリおよびタクルガオン・タナで折半小作人と地主の衝突があったという(症27)。同じ頃、つまり、1939年から40年にかけて、農民組合は、ディナジプールで折半小作人に対する商人=ジョトダールのタネモミ利子を5割からひきさげるための運動をしていた。この運動のなかから、折半小作人は収穫物を地主の指定する Khāmār から自らの管理のもとに収穫物を分けるための'Panchayat Khāmār'(集団稲打ち場)という闘争形態をあみ出した(症28)。この形態はテバが運動はむろんのこと、20年後の今日ですら、折半小作人の一つの闘争形態として盛んに利用されている。

査定報告の記事と農民組合のこの關争とが同一 事件であったのか否かは断定できない。しかし、 折半小作人の要求が組織的な運動として展開され る状況がすでに生まれていたと思われる。

この地区の農民組合が最初にとりあげた問題は I でも述べた,市場税の問題であった (注29)。地方の市場 (Hat) は ザミンダール, ジョトダール らに 握られ,かれらは 市場に売手としてやってくる一 般農民からの市場税取立てにより 暴利をむさぼっていた。この闘いは,農民組合自体としても,ザ

ミンダール, ジョトダールとの直接対決に入った 最初のものであった。市場の規模の大きい, 北・ 東ベンガルを中心に運動が開始され, 南ベンガル にも拡大した (1830)。この闘いに一応の勝利をおさ めた後に, 1943年の飢饉が訪れた。

飢饉の激しさはこの地域も例外ではなかった。 飢餓のため浮浪化した農民が隣接するラングプール県のニルファーマリ (Nilphāmāri) 地区から流入してきた(注31)。

稲の価格は1マウンド12アンナから、一挙に10~12ルピーとはね上ったとS・チャクラバルティは書いている(p.36)。1946年の11月にはバルルガート市の米価は14ルピー(マウンド)である(注32)というから、米価は飢饉後もほとんど同水準を保っていたことになる。

この飢饉は次のような悲惨なエピソードをも生んだ(PE33)。

フルバリ・タナの大ジョトダールであるチョウドゥリ(本論 41ページのチョウドゥリと同一家族か?) は稲の脱穀のために象を買いこみ, 暇の時には市場の広場で象レースをして遊んだ。 フルバリ市の寺院 (Nātyamandir) の庇の下に横たわる数百の飢饉避難民をよそに, その象にカゴー杯のシガラとプリー(注34)をあてがった。かれには 5000ビガ (約1700エーカー) の土地があったという。

1946年の州議会選挙でベンガル州首相となり、 後のテバガ運動弾圧の張本人となった H・S・サラ ワルディ (Suhrawardi) も1943年当時の食糧大臣と して汚職から 莫大な利益をあげたといわれている

第2次大戦の終結とともに、 戦時体制による経済荒廃の犠牲となった 広汎な農民大衆の不満は種種の形をとって表面に現われてきた。

この時,農民組合の方針は, 地租制度調査委員

会の諸勧告 (テバガをも含めて) を自らの課題としてその実現を要求することであった。

ザミンダリー廃止、土地の分配、農村負債の解消、灌漑、融資といったスローガンと並んで、テバガの法制化を要求した。1946年の州議会選挙に際してインド共産党ベンガル州委員会が発行したパンフレット"解放へ進むベンガル"のなかにも、テバガの法制化の要求がこれら諸要求と並記されている(注36)。

A・ラスールはその『農民組合の歴史』の中で、1944年以前の州農民大会ではテバガが農民の運動の対象として考えられていたのに、1945年段階ではそれを法制化というスローガンにしてしまったことを批判的に回想している(在37)。

テバガの要求は、州農民組合の第4回大会(1940年,於ジェッソル)で初めて農民に呼びかけられたものである^(在38)。したがって,この要求の取扱いにも農民組合の側での時々の変化があったのである。

州議会選挙 (1946年3月25日) はこうした背景のもとで行なわれた。インド共産党は、一方でムスリム・リーグの脅迫・不正、他方で会議派からの"売国奴"宣伝のなかで、ディナジプールの農村一般区から農民活動家のループナラヤン・ロイ(Rupanarayan Roy)を当選させた。このほか鉄道労働組合区からジョティ・ボース (Jyoti Basu)、ダージリン 茶園労働者区からロトンラル・ブラーマン(Ratanlāl Bráhman) が当選した(注39)。2人はいずれも会議派候補を破っての当選であった。

もともとこの選挙の有権者は人口の10%にも満たない、しかも宗教別分割選挙区など多くの障害のあるきわめて非民主的なものではあったが、ディナジプールでのロイの当選は地主・商人に1939~40年の市場税反対闘争の『悪夢』を思い出させたという(注40)。

州農民組合は急拠9月の執行委員会でテバガの 要求を組織的に運動化するための決議を行ない, ここにテバガ運動は開始される(注41)。

収穫の予想の立つ10月頃から宣伝活動が開始された。この段階では運動が最終的にどのような形をとるかの見通しは活動家にすら見通しがつかなかった (任42)。しかし折半小作人と地主の対立はすでに強度に緊張しており、小作人のたちあがりは運動の指導者が考えていた以上に広汎で強力なものであったらしい (任43)。

ビラ配り、ハット (市場) での宣伝集会、デモ等がくりひろげられた。地主搾取の象徴たる"Khāmār"権にむけて"農民の Khāmār に稲を"というスローガンが叫ばれる。 ジョトダール、ザミンダールは不穏な空気をいち早く感じとって、 地方行政の末端の郡長 (Subdivisional Officer, 略称 SDO) や県長官 (District Magistrate, 略称 DM) に陳 情団ないし電報を送る。

収穫期が近づく。 "農民の Khāmār に稲を", "命 (Jān) はくれても,稲 (Dhīn) はやらぬ"といったスローガンが叫ばれた(計44)。

まだこの時期の運動についての新聞報道は 現われない。テバガについて最初のニュースは『ステイツマン』(Statesman) 紙の12月7日マイメンシング発の報道である。 DM は各政党代表を呼んでテバガの要求のために平和・安寧を脅かす 動きは厳しく取り締ると警告した。

しかしディナジプールでは12月に入るとすでに 警告の段階は越えて、ジョトダールの要請から DMは田への立入り禁止、5名以上の集会の禁 止等の処置をとるために、刑訴(Code of Criminal Procedure) 107号、同じく144号等を発令していた (注45)。

さらにジョトダールは農民を脅迫し、実力でテ

バガを阻止するために各地からグンダ (暴力団または用心棒)を麗いはじめる(注46)。

アトワリ・バリアダンギ・ラニサンケル などの タナや、ビハール州プルニア県のイスラムプール、 ゴアルプクル、 チョプラなどのタナのジョトダー ルは、ビハール州からグンダ (暴力団) を罹いはじ めたという噂がたつ (社47)。

農民の側では自衛のためのボランティアを組織した。かれらは一団となって、それを目撃した人によれば、"イナゴのように"田に入り、刈りとった稲を農民の Khāmār につみ上げ、その後地主を呼び出して脱穀を目の前で行ない、そこで分配するという手段をとった(注48)。つまり農民自身の管理のもとに、地主との間に正当な分配を行なおうとしたのであった。

地主らの報告はすでに州政庁の中央まで届いていた。サラワルディは記者発表で、農民の要求は来年度(1947年)の州議会で考慮する。ヒンドゥ、ムスリムの対立が激化している際に、地主と小作の対立は好ましくない。今までの慣行に従って収穫を行なうように要請すると発言した(1649)。

サラワルディがヒンドゥ, ムスリムの対立といっているのは、8月16日のカルカッタの直接行動日から始まる、ノアカリ・トリプラという一連の暴動を背景にしていることは言うまでもない。 しかしテバガ運動がヒンドゥ, ムスリムを問わず, 折半小作人の共同の要求として戦われていた時, このサラワルディの発表は全くの欺瞞であった。しかしより大きな偽りは、彼の要求考慮中というボーズであったことが後にわかる。

にもかかわらず、このポーズは、あたかも組合 指導部が政庁との交渉に入ったかの印象を農民大 衆に与え、運動の進展に一定の打撃を与えた面も あったといわれる^(注50)。 また11月21日に閣僚の補充が行なわれ、新たに 地租相としてファズルール・ラーマン (Fazrul Rāhmān)がザミンダリー廃止、テバガ等の山積す る問題に対処するために任命されたことは一部に 待機的な希望をもたせた。

だがディナジプールの農民はこのサラワルディの発表を反発をもって迎えた(社51)。地主の Khā-mār に今までどおり稲を運ぶことは農民の敗北以外の何物でもないとかれらは考えた。

すなわち刑訴 107号, 144号を破って農民は各所で収穫を開始する。1939年の闘争で組織の訓練を受けた農民は、ボランティアの実力による収穫のあと当然予想される警察の逮捕に備えて、村の入口に見張りをおいて、"同志 (Comrade)" "革命 (Inkilāb) という合言葉で敵と味方を区別したという(#552)。

バリアダンギ, ラニサンケル・タナでは刈り取り中やその後に逮捕が行なわれた。 農民は一団が捕われるや, 他の一団が田に入るというように収穫を続けた。

12月にかけて着実に拡大していったテバガ運動をより戦闘的にし、それを一層拡大したのは、1月3日のタルプクル (Tālpukur) 村事件であった。

すでに1月6日 (1947年) のABP の報道によれば、テバガはフルバリ、ムマルガンジ、バルルガート・タナの数カ所にひろがり、R・ロイはそのための集会を各地でひらいてまわっていた。また東ベンガルのパブナ県ではシラズガンジのSDOがポタシア (Potāsiā)、シャーザドプール (Shāhzādpur)タナを12月29日に訪れ、地主の訴えに基づいて、小作人に対する訴訟を記録している。

タルプクル村の事件とは、チチルボンドル・タ ナの同村で、警官がテバガ指導者の家を襲ったの に対し、農民がそれをとり囲んで逮捕者の引渡し を要求し、警官の発砲で3名の死者 (サンタルのシバラム (Sibarām), ムスリムのサミルッディン (Samiruddin) と16歳の少年)を出し、サンタルの弓で1名の警官が死亡したものである(注53)。

S・チャクラバルティによれば、この衝突は、ディナジプールの農民に大きな影響を与えた。ムスリム住民が多く、ムスリム・リーグの影響が強かったパルバティプール (Pārbatipur) の折半小作人は、この事件の後、ムスリム・リーグの私兵団である、ムスリム民族防衛団 (Muslim National Guard)の脅迫をけって、一度は地主の穀倉に入れられた稲までもとりかえすにいたった (注54)。

もはやこうなると、テバガより進んだ打ちこわ しにも似た状況が発展している。食糧危機の状態 を反映して、さらに広汎な農業労働者すらもこの ような形でテバガ運動のなかに参加していったと 思われる。24パルガナでもテバガと並行して各所 で穀倉の打ちこわしが行なわれている(AESS)。

むろんジョトダールは 黙って見ていたわけでは なかった。 その一つとして宗教対立を利用した農 民分断策がとられた。 ムスリム民族防衛団は抜き 身の剣をさげてコミュナルなテロを 開始する。 し かし他県から動員された警官のほとんどが ヒンド ゥであったため, ムスリム・リーグのこの作戦は 功を奏さなかった(性56)。

同時に、他州からはパタン、ジャート、グルカ 等の軍隊が県に派遣され、運動の激烈な地区に露 営を敷いた⁽²⁵⁷⁾。

サラワルディ首相は2月28日の声明(後出)の際,騒動の鎮圧のためには,軍隊の出動が必要であると述べているが,実際には軍隊の出動はすでに1月中に行なわれていた。

農民組合側も1月25日から31日までを弾圧抗議 週間とすることに決定した(注58)。 1月中旬から2月下旬までは警官と農民の衝突についての記事が見られない。それは1月中に運動は急速に拡大し、地域的な弾圧にもかかわらず運動がかなりの成功をおさめていたからである。ヒンドゥ、ムスリム、サンタル農民の団結が宗派対立をしりぞけたこと、また県のもう一つの勢力である会議派がこの運動にあいまいな態度をとっていたこともこの段階での特徴であった。

会議派は、運動の最初はこれを重視していなかった。共産党の指導で運動が拡大してゆくと、1946年の選挙で使った"売国奴"のスローガンをもち出した。しかし県の指導部は逆に州指導部に対して、テバガについての会議派の見解、サラワルディの発砲についての黙認の理由等を問いただし、州指導部はこれに満足のゆく回答を与ええなかったという(注59)。

権力移譲のイニシアティブをとろうとして、ムスリム・リーグ非謗にあらゆるささいな事件をも利用していた当時の会議派にしては、このムスリム・リーグ政権の政策への黙認は意味深いのではなかろうか。次節に述べるように、テバガの立法をめぐる問題についても、会議派は最後まで自身の見解を公にすることを避けた。

運動弾圧に最初から支持を 表明しなかったこと は必ずしも、 会議派がこの運動に同情的であった ということにはならない。

すでにサラワルディはテバガの法制化を約束していた。1月4日、パブナ県のシラズガンジ (Sirā-jganj) の2万5000人の集会で、ラーマン地租相は、追立て禁止と3分の2分益を含む法制化を準備すると述べている(注60)。

1月から2月にかけての政府の方針は多分に, 二面作戦であった。ここで,運動が最も拡大した 時点で, それと並行する1月下旬から2月中旬に かけての法制化をめぐる動きに 注意を向けてみよう。

(2) テバガ立法をめぐる諸反応

テバガ要求の立法化は、すでに地租委員会の勧告項目の一つであったのであるが、テバガ運動の 進展を背景に急がれたこの措置に対し、地主らは かなりの圧力をサラワルディ内閣にかけたであろう。

シラズガンジでの演説以後、ラーマン地租相は 140万エーカーにのぼるという可耕荒蕪地の 接 収 案、種子・役牛・犁を提供する小作人に収穫の3 分の2を分益とする法案を準備した(2561)。

1月22日,臨時カルカッタ官報 (Calcutta Gazette) にこのいわゆるテバガ法の草案が発表された。 法案は正式には The Bargadar Temporary Regulation Bill と呼ばれ、内容は以下のごとくであった(社62)。

- (イ) 地主が 犂・役牛・その他農具を提供した場合折半が適当である。
- (ロ) 小作人がそれらを提供した場合, 小作人は 収獲の3分の2を要求できる。
- (ハ) 地主は特殊な場合を除き、小作人による耕作をとりあげたり、干渉してはならない。
- (二) 今後いかなる場合であっても 地主が小作人の耕作を妨害した時、折半小作人は徴税官 (Collector) (注63) への 申立てによって 対抗措置を要求できる。 その申立てに対しては、徴税官は地主に、 小作人の耕作を可能にするか、または折半小作人に補償を払うよう 義務づける権限をもつ。

d しかし徴税官は 地主による請願にもとづい てある種の条件下で 折半小農人による耕作を禁 止することができる。

(へ) この法案は、ザミンダリーの国家接収が考

慮中であるので時限立法とする。

この法案は2月3日からの予算議会に提出されるとされた。地主の追立て権を実質上認める一方で、法文上はテバガの要求を受け入れた形をとったこの法案は、当時の地主(ザミンダール、ジョトダール)、法曹関係から猛烈な反対を受けはじめた。

新聞に現れた反対理由のほとんどは、すでに地租委員会の折半小作制に関する質問(第29項から第37項)に対する各方面からの回答の域を出ていない。1943年の飢饉がもたらしたベンガル農村の深刻な危機は、これらの人々に何の反省も与えはしなかったのである。

テバガ法に対する反応を最も早く現わしたのはベンガルをはじめ全インドのザミンダールの組織である。英印協会 (British Indian Association) であった。かれらはザミンダール層の利益を代表して、いち早く2月10日の臨時会合でこの法案に対する反対を表明した (#64)。

(イ) 中産階級の『郷紳』(Bhadralok) (性65) の生活 状態が悪化している時に、折半小作に依存する ことの多いかれらに、この法案は打撃を与える。 (ロ) 宗派対立のおさまっていない現在、伝統の 制約で農耕に従事できないヒンドゥの中産階級 の不満を(宗派的な形で一筆者)招くことになる。

協会のあげたこの2点は法案に対する反対意見の一致してあげる点であった。この議論は政庁がムスリム・リーグの指導下にあるところからこの法案は、ヒンドゥ中産階級の抑圧を意図的にねらったものだという形に問題をすりかえ、大土地所有を議論からはずし、中産階級を大地主の側にひきつけようとするもので、自らが警告を発している宗派対立をかえって激化させる結果を生む性格のものであった。

また2月16日の *ABP* の投書欄には、タムルク (Tamluk) ^(注:66) のN・マラカル (Mālākār) なる人物 が次のような反対意見を述べている。

- (イ) 中産階級に被害を与える。
- (ロ) 大ジョトダールでも森林,河川の堆積地 (char) を開拓した者がいて,この法案はそうした人々の投資を無視している。したがって地主のとり分は16分の7にすべきである。
- (ハ) この立法は ジョトダールとバルガダールと の友好関係を悪化させる。 小ジョトダールはバルガダールを追いたてるであろう。

(ロ)の点は事実の誤認である。これが最も典型的にみられる24パルガナですら、 開墾に地主側が投資をした意義は大きいものではなく、 多くの場合部族民や他県の農民が実際の開拓者である。(ハの点は新たな根拠であるが、地主の追立て権については、われわれはすでに見てきた。 小ジョトダールと運動との関係は確かに単純ではないが、 この議論もテバガ運動の向けられた対象を 覆いかくしている。 小ジョトダールとの関係については後に再び詳しく触れることができよう。 ここでは、 Iで紹介した 折半小作制の現実とこの反対意見とを照合して、 それが実際には何を目的としているかをみるほかはない。

本質的に半封建的な関係を契約法などで近代的 に粉飾することにたけた 法曹家 が 果たした役割 は、この運動の際にも大地主によって十分に利用 された。

ボンガオン (Bongāon) ^(注67) の 法 曹 協 会 (Ba^r Association) は 2 月19日に法案に対する意見をまとめた ^(注68)。

すなわち, 法案はベンガルの農村経済を混乱させ, 宗教にかかわりなく中産階級の没落を招くであろう。 荒蕪地法案もとりさげるべきである。こ

れらの措置は民族政府ができ、州行政が安定するまで待つべきであるというのである。

この法曹協会の意見は少なくとも宗派対立の脅しをかけることはないが,依然として中産階級=被害者論から抜け出てはいない。また民族政府の樹立,行政の安定が折半小作人の問題を解決できるかのようなこの意見はベンガル政庁に対する不信感とあわせて観察する時,明らかに当時の会議派の抱いていたと思われる見解を予想させる。

新聞の報道、投書欄には、その後もいくつかの 反対意見が掲載される(注69)。しかし2月下旬には 大規模な弾圧が開始されており、2月27日の州議 会では、J・ボースが 政庁の法案提出のサボター ジュ, 農民弾圧を非難しており, 2月中に地主そ の他の反対のもとに政庁の立法意図は 完全に葬り 去られたものとみられる。ここの経過について、 A・ラスールは、ジョトダールの 過度の搾取の弊 害が、地租委員会、飢饉調査委員会によって指摘 されてから、 閣僚の一部には、テバガ法を積極的 に推進しようと考えた者もいた。しかしジョトダ ール側は反動的閣僚に圧力をかけて この法案の提 出を阻止することに成功した,と述べている(注70)。 ラスールによれば、当時農民運動の指導者たちは、 法案を推進しようとした 首相サラワルディをブル ジョワ分子と考え、 かれとジョトダール層を基盤 とするムスリム・リーグとはこの問題では 対立し ていたと考えていたという。

一方野党の会議派はこの法案に対し どのような態度をとったのか。12月から1月にかけて会議派は政庁の弾圧に暗黙の了解ともとれる態度をとっていたことはすでに述べたごとくである。

2月3日の予算議会に備え、会議派の州議会議 員団は1946年8月以来の宗派の殺害暴動および、 1947年1月21日のヴェトナム・デー(注71)の警官の 発砲等に関する20の動議を準備していた。 荒蕪地 法案については独自に5名よりなる委員会, テバ ガ法案については13名よりなる委員会を組織して いた(柱72)。

各地からのテバガ運動の動向についての報告が 州会議派委員会に続々と到着していたに違いない ことは、チチルボンドル・タナのタルプクル村で の事件についてのABPの情報の入手先がカルカ ッタの州会議派委員会であったことからも知られ よう(注73)。しかし会議派は運動については無論、 テバガ法についても自らの意見を公表しなかっ た。

会議派の指導から離れ、ムスリム、ヒンドゥの宗派暴動の鎮静のために当時ノアカリ(Noākhāli)に滞在中のガンディーは同地のノボグラム(Nabagrām)村で1月31日にテバガについての質問を受け、土地は神のもの、収穫は耕作者のものであり、要求は結構だが、暴力や強制を用いぬように。目的は暴力を正当化しない、と述べた(注74)。

州会議派は自らの意見を表明するかわりに, 2 月中旬,議員団長A・K・ゴーシュ (Ghosh) は公衆の意見を法案の提出に先がけて聴取するとして, 会議派本部への意見の伝達を呼びかけた (注75)。

テバガ運動の大弾圧が草案発表の1カ月後には本格化していたことを考えると、会議派のこの態度は政庁の方針の暗黙の了解以外の何物でもなかった。3月にはいってもなお会議派はアンケートを続けていたが(t²76)、もはやテバガ法は議会に提出されるはずがなかった。2月下旬には運動はほとんど弾圧されていた。

(3) 弾圧と抵抗

2月の中旬までに運動弾圧の素地はできあがっていた。多くの活動家に対して逮捕状が出ていた。 首相サラワルディの2月28日の声明(後述)では2 月16日までに逮捕状は3名に対して出されたのみであるという(柱77)。しかし2月下旬に本格化した時の弾圧の様子からすれば、実際は2月中旬までにもっと多くの活動家が追求されていたに違いない

活動家の逮捕と、それに抵抗する農民の反撃から、警察と民衆の間に大規模な衝突が2月19日夜から20日の朝にかけてバルルガート・タナで発生した。いわゆる『カンプール (Khānpur) 村事件』である。

この事件については、 S・チャクラバルティ, ABP, サラワルディの2月28日声明の三つの記録 がある。ABPのバルルガート発2月20日のニュー スによると、2月19日深夜、テバガの不法行為の指 導者である共産主義者を 逮捕に向ったハビルダー ル(注78)に率られた武装警官隊と巡視(Circle Inspector) に率られた 警官隊とは 4 台のトラックに分乗 してバルルガート・タナのカンプール村に向った。 6名の指導者を逮捕した後、トラックは20日早朝 署に向った。途中ザミンダールのカチャリ(事 務所) の前で 数千名の農民は このトラックを阻止 し、指導者の釈放を要求した。警察署長 (OCと略 される, officer-in-charge) の説得にもかかわらず農 民は矢を放ち、トラックを止めるために 道路にバ リケードを築いた。 警官の負傷によって発砲が開 始され、15名が即死、死体と重傷者はバルルガー トに運ばれた。

S・チャクラバルティによると、この事件は17日となっている。またサラワルディの発表では事件は20日となっているので、これは19日から20日が正しいのであろう。チャクラバルティによると、トラックを包囲したのは数百名で、それに対し警官が発砲し、農民はトラックのタイヤめがけて槍をなげつけた。指導者チアル・シャー・シェイク

(Chiāru Shāh Sheik) は足を射たれたにもかかわら ずトラックまではいずって近寄り、自らの手でタイヤを射貫こうとする寸前、警官の弾丸にあって 息が断えた。この事件の際には、ジョスダ・デビ (Joshdā Devi) というヒンドゥの婦人 指導者の名も記録されている。この衝突の結果ヒンドゥ、ムスリムを含む28名が即死、12~13名が後に病院で死亡した(注79)。

サラワルディの声明によれば、カンプール村での逮捕者は7名であった。ナグラという太鼓の知らせで集った農民は約500名であった。サンタル農民が中心で、警官を三方からとり囲み、弓矢で攻撃した。一つの赤旗を含む、多数の弓矢、ナタなどを押収し、7名の警官が負傷、121回の一斉射撃で20名が即死した。

カンプール村に見られたような衝突は多かれ少なかれ他の地区でも見出されたに違いない。しかし総数73名といわれるテバガ運動の犠牲者(注80)のなかで、この事件は最も多くの犠牲者を出した最大の衝突であった。

ディナジプール県でテバガ運動が強力であったのは、S・チャクラバルティによれば、以下のタナであった(2481)。

郡	タナ総数	運動のあったタナ
サダル	12	2 (チチルボンドル,パ
		ルバティプール)
タクルガオン	10	8 (タクルガオン, バリ
		アダンギ等)
バルルガート	. 8	2 (バルルガート, フル
		バリ)
バルルガート	8	2 (バルルガート, フル

タクルガオン郡は テバガの中心地であった。なかでもバリアダンギ・タナでは 全域にわたって運動が拡大した。カンプール村での 衝突の翌日 2月 21日, このタナのトムニア (Tumnia) 村に巡視に率られた17名の警官がドマン (またはドマラム)・

シン (Domārām Singh) という農民指導者の逮捕に向った。2名の共産党の指導者と600名の農民が警官を追い払うために攻撃を開始した。16発の発砲で2名が即死,婦人1名を含む2名が病院で死亡した(治82)。

サラワルディはこの2名のリーダーが誰である かは調査中であるとしてその名を明らかにしなか った。

S・チャクラバルティによるこの事件の概要は 次のようなものである。この襲撃の際、警官隊は ジョトダールの暴力団を手びきにして指導者の家 を取り囲み、かれらと一緒になって婦女子を暴行 し、稲・家畜をはじめ家財を略奪した。さらに男 たちが林にひそんでいるとみたかれらは、森林に 火を放った(註83)。

同様な手段は チチルボンドル・タナでもとられた^(注84)。

バルルガートでは2月22日にも5名が死亡した。ラングプールのサイドプール (Sāidpur),ディナジプールのアトライ川の西岸部でも依然として農民の略奪行為が続いているという新聞報道が見られる(註85)。

新聞は、他の地区での運動が続いていることを 報道する。ミドナプール県のタムルク郡チャクゴ パル (Chakgopāl) 村ではテバガの弾圧に警官が出 動し、村は廃村状態になっていると伝える (注86)。

農村における農民の不満は、地域の事情によって様々な形で全く同時に爆発していた。マイメンシング県のガロ (Garo) 丘陵の麓に住む、モンゴロイド系のハジョン (Hājong) という部族 農民に対し、地域のザミンダールから課せられたトンコ(tanka) というきわめて高い定額現物地代に反対する運動への弾圧も第2次大戦終了とともに激しく開始されていた。ハジョン農民は第2次大戦中ほ

とんど自治組織に近い形で地区の管理を続け、飢饉に際しては共同備蓄によって危機を切り抜けていた。かれらの運動は一般に『トンコ運動』と呼ばれているが、大戦終了後激しい弾圧に対し、共産党の指導特にモニ・シン (Mani Singh) という指導者のもとに抵抗を続けていたのである(注87)。

ベンガル農村に拡大していた,この "無政府状態" はアンケートによって状況をはかろうとしていた会議派にも事態の深刻さを 認識させたかのようである。かれらは特にハイジョンの問題について数度にわたって政府を非難し,トンコ地代の廃止を 法制化するよう要求した (在88)。トンコ地代は,収穫のいかんにかかわらず多くの場合収穫の半分以上の定量の稲をザミンダールにおさめるもので,折半制より苛酷な制度として考えられており,テバガ法について意見を表明しなかった会議派もトンコ運動には 同情的立場を明らかにした。

だが、20名もの死者を出したカンプール村の事件の発生は、会議派のミヒル・ラル・チャタージー (Mihir Lal Chattejee) (注89) に、州議会でこの事件を討論せよとの動議を提出させるに至った(注90)。

これに対し首相は、この問題は緊急な公共性のあるものとは思われないし、事件の完全な情報を得ていないので、即座に討議が可能ではない。しかし州全体にわたって無政府状態の波がおしよせており、それに対して生命財産の安全を保障する必要ありと思われるので、来る木曜日(2月27日)にこの問題について詳細な答弁を行なうであろうと述べた(注91)。

チャタージーはこれに満足して動議をとり下げた。 共産党のJ・ボースはなおも動議の再提出をはかったが、挙手採決で否決された(注92)。

だが政府の弾圧は サラワルディの答弁を待たず

に強化された。トムニア村発砲事件に抗議する平 和的デモ行進のうえに警官が発砲するという事件 が起きたのである。

2月21日のトムニア村発砲事件に抗議するため タクルガオン郡の農民組合支部は郡庁をめざして デモ行進を行ない、SDOに発砲抗議書を手渡す準 備をしていた。2月26日水曜日、組織された農民 のデモがサンタル農民の打ちならす 太鼓を先頭に タクルガオン市の入口まで来た時、待ち構えた警 官隊は発砲を開始した。ABPによると知らせは27 日カルカッタの共産党州委員会に入った。3名が 死亡、3名が負傷した(注93)。S・チャクラバルティによると死亡者は4名、ネアマート (Neyāmāt) という指導者をはじめ数名が負傷した(注94)。

共産党の当時の日刊紙『スワディナタ』(Swadhinatā) は2月26日,おそらくはこの事件の前に,ベンガル州政庁のテバガ運動弾圧のための諸指示に関する特別の回状を暴露し,その弾圧意図を非難した(注95)。

首相は27日に予定された声明を、情報入手が遅れたという理由で28日に延期した。タクルガオンの発砲がカルカッタに伝わった27日、州議会の予算案批判演説のなかで、J・ボースは、政庁はテバガ法を上程する意図のないこと、農民を弾圧していることを非難し、この政庁はザミンダリー廃止すら決して行なうことはないであろうと結んだ(注96)。

テバガ運動弾圧に対する組織的抵抗のおそらく 当県における最後のものがこのタクルガオン市で のデモ行進ではなかったろうか。バルルガートの SDOは2月25日には以下の4名に対してカンプー ル村近辺への立入りを禁止している(注97)。

M. Abdulla Rasul

(Joint-Secretary, 全インド農民組合)

Dr. B. K. Bose

(PRC の組織者,ネルーの派遣した訪中医療使節団 の一員として中国にわたり,延安にいった経験もある人)

Chunilal Chakravarty (?)

Ramendra Nath Banerjee

(『スワディナタ』紙の当時の記者)

かれらは 牛車でバルルガート市から13マイル離れたカンプール村へ向かおうとしていたのである (性98)。政庁はこうして 地域の活動家と指導者とを 分断しようとはかった。にもかかわらず、警官・地主・暴力団のテロによる 打撃をうけながらも農民は抵抗を続けていた。 アトライ川の西側では依然として地主と小作人との衝突が続いていた (注99)。

2月28日のサラワルディの声明はこうした状況 のもとで行なわれた。 政庁の弾圧は反撃と抵抗を うけながらも圧倒的に優勢な警官隊と 指導者らの 逮捕によって着々と進行していた。

28日の州議会。会議派のリーダー,キロン・シャンカル・ロイ (Kiron Shankar Roy) は食糧問題とムスリム民族防衛団の刑訴 144号違反の街頭パレードをとりあげて政府を非難した。それに応えた後サラワルディはトンコの問題を始め、農村の状況についての意見と方針とを発表した。その要旨は次のようなものであった(注100)。

(イ)ベンガルの治安状況についての報告によって 今のところ幸いに限られた範囲ではあるが農村 に無法、無秩序状態が蔓延しているとの警告を うけた。

(ロ) この状態は純朴なサンタルやハジョン農民を 餌食としている一部の煽動者の仕業である。 政 庁はこの脅威に処する 固い決意を持っている。 またそのための協力も求めたい。

(ハこうした農村の無秩序は都市での労働運動が

合法的交渉の段階を越えていることと関連がある。農村での騒擾は限られた地域であるが,テバガ・トンコ不払い・沼沢地 (Bil) での密漁,チョキダール税不払い等の形で暴力的に行なわれている。逮捕に抵抗し,逮捕者を奪還し,ジョトダールの稲の略奪が行なわれている。個人に対する人格棄損や報復行為がとられている。ジョトダールの土地の力づくの耕作も行なわれている。

(二) 闘争委員会、ボランティア組織、リーフレット宣伝、 秘密連絡所などが準備されている。バッチやラティ (棒) が 配られ、ボランティア 訓練が行なわれ、 デモ行進の練習もされている。 無実の無智な耕作者まで このアジテーションのなかに捲き込まれていることを政庁は 遺憾とする。

(対 幸いなことは、このような騒擾がマイメンシ ング、ディナジプール、ジャルパイグリに限定 されていることである。 バルルガートでは2月 7日から17日までの間に二つの地区 (Union) で 14件の稲略奪事件があった(注101)。これらの略奪 は大衆的規模で行なわれている。2月16日まで に逮捕状は3名に対してしか出ていない。 さら に逮捕するためには 軍隊の出動が必要である。 そしてかれは結論として"われわれは疑いもな く独立を迎える前夜にある。われわれはそれに備 えねばならない。この無政府状態は放置しておく ことができない。 独立達成の暁にはわれわれは祖 国の発展のための全責任を荷うことを 要請されて いるのである。そのためにわれわれすべてが団結 することが希望される。まだ遅くはない。われわ れが独立のもたらす果実を摘みとることが できる ために 人々が合法的かつ制度にのっとった道を歩 むようにここにおられる諸君が その影響力を発揮 し指導されんことを望む 次第 である。"と述べて いる。

サラワルディのこの声明, とくに独立をひかえ た状態のなかでの思惑について これ以上の説明は 不要であろう。このなかには, テバガ運動に対す る農民の支持のひろがり, またそれ故に政庁がか くも強硬に弾圧しなければ ならなかったいきさつ が余すことなく語られている。

一部の煽動者の役割を非難しながらも、運動が 広汎な大衆によって支えられていることをかれは 認めないわけにはいかなかった。そして"独立の もたらす果実を摘む"ためにこそ運動に対し"固 い決意をもって"対処したのである。

もはやテバガ法など眼中にはなかった。かれ自身が数カ月前に約束した法制化についてこの声明は一言の言及もしていない。地主の強硬な反対にあって、この草案は27日にJ・ボースが指摘したように徹底的なサボタージュに会っていたのである。

会議派は州議会でもザミンダリー接収や、テバガ法で争うより、行政の腐敗、ムスリム民族防衛団についての非難に時間を費し、コミュナル政治のなかでの議論に終始した。政庁がザミンダリー接収法案を提出する予定の日に、リーグ内閣不信任の決議をもち出すなど、ムスリム・リーグからさえ会議派はザミンダリー廃止の意欲がないという攻撃を行なわれるすきを与えた。

3月にはいると、ディナジプールのテバガ運動に関する記事はほとんど現われない。 収穫のおそいジャルパイグリ県でのテバガの 報道 が 繁 くなる。3月2日、マル (Mál)・タナでは婦人 1 名を含む5名が死亡。県のサダル (Sadar)、パチャガル (Pachāgar)、ボダ (Bodā)、デビガンジ (Devganj)、ラジガンジ (Rājganj)、ティタリア (Titāliyā)、マイナグリ

(Maināguri), パトグラム (Pātgrām), マル, メティレ (Metile), ナグラカタ (Nāgrākātā) の諸タナには刑訴144号が施かれる (注102)。南ベンガルでも24パルガナのボシラート (Basirhāt) 郡のバルマジュイ (Bālmājui), サンデシュカリ (Sandeshkhāli) で稲の略奪が行なわれていると 24パルガナ県会議派委員会の議長ハンスドゥジャ・ダラ (Hānsdwaj Dhārā) が発表する。かれはこの運動が宗派対立の色彩をおびつつあると報告した(注103)。

したディナジプールでは バルルガートからの報道で、当地の治安は回復しつつあること、ジョトダールの Khāmār の襲撃も止んだことが 報告される。 さらに共産党の指導者も現場を去ったという報告も行なわれた(注104)。

一方カンプール村については、付近からさらに6名が逮捕され、かれらに対して稲の強奪容疑で訴訟が行なわれる。警察もひきつづいて駐屯し、ディナジプールの警視 (SP) S・M・ゴーシュ (IPS)が指揮にあたっているという(注105)。

3月12日, J・ボースは再びテバガ法による小作人の権利の早急な解決, またそれが地租委員会の勧告にも沿うものであることを主張する。 地租相ラーマンは3月末までに法案を提出し, 即刻特別委に送付すると応答する(第106)。

3月15日にもかれは首相に対して、テバガ運動 弾圧非難の演説を行なうが、サラワルディは運動 は数名の共産党の煽動者によって行なわれている もので、かれらでさえ、組織しながらもその結果 が暴力へ発展することは予想できなかったにちが いない。なり行きがこのような暴力行為を導いたのであるから、指導者が暴力を中止し、不法行為を中止するよう追従者に早く呼びかければ 州の利益になるであろう、という従来の態度を繰り返したのである(注107)。

弾圧の渦のなかで カンプール村の最後はいかにも悲惨であった。事件から約1カ月後の3月26日、カンプール村からはサンタル村民が離村しているという報道が送られてくる。 州会議派のS・チャタージー(Chatterjee), バルルガートのSDO, A・Q・アンサリ(Ānsāri) が別個に現場に赴いて事実を調査している(注108)。

推測によるほかはないが、 警察・地主・暴力団 の報復攻撃に耐えかねた農民が 流民化していった に違いない。

ディナジプールのテバガ運動は 100 名の活動家が 21の刑事事件に関して起訴され、ディナジプール市に送られた。プルナ・クマール (Purna Kumār) という活動家も 3 月 22日に逮捕された後死亡し、傷の回復した 2 名の婦人活動家も ディナジプール 刑務所へ送られた(注109)。

3月27日のこの報道を最後にディナジプールのテバガ運動についての記事は跡を断つ。ダージリン県とジャルパイグリ県については4月に入っても新聞紙上に現われる(注110)。結局ディナジプール県では合計40名の農民(3名の婦人を含む)が命を失った(注111)。全ベンガルでは73名が犠牲者となっている(注112)のであるから、いかにディナジプールのテバガ運動が激しかったかが理解できる。

こうして各地で続くテバガ闘争をよそに、 州議会はテバガ法案を迎えようとはしなかったし、 討論の焦点は もっぱらザミンダリー接収にうつされていた。

しかし広汎な折半制を ザミンダリー制のなかに とりこんだこの時点でザミンダリー, 中間所有者 の廃止と農民的土地改革とは 同義ではなかった。

Statesman 紙は1946年12月13日の論説で、ベンガルのザミンダリー廃止について次のように述べている。

"またジョトダールと呼ばれ、ザミンダールに支払う地代を代償に広大な土地を保有しているある階層の小作人がいる。かれらの土地のほとんどは雇用労働(注113)によって耕作されている。ザミンダリー廃止はこれらの人々の利益を全く傷つけない。かれらの "jot"(保有地)のかなりの部分をとりあげぬ限り土地の分配には何の変化もなかろう。もしザミンダリーの廃止が真の(bona fide) 農業者に対する機会の均等を目的とするなら、それは同時にこれらのクラークの廃止をも伴わねばならないであろう。"

ディナジプールのテバガ運動はこうして終わった。1946/47年のテバガ運動弾圧のなかから生れたインド、パキスタン新国家はなおも1950年代を迎えるまで各地でのテバガの要求、農民組合運動を根絶する努力を続けていかなければならなかった。

ディナジプールはもとより、ほとんどのテバガ 運動 は 弾圧による敗北のなかにその最後を告げた。しかしこの闘いの提起した意義は それによって少しも損われるものではなかった。 以後の農民 運動はその意義を受けとめることによって その出 発点を見出すことになるのである。

- (注1) たとえばブルドワン県。
- (注2) A. Rasul, Abad. に詳しい。
- (注3) 県の地名等については、第1図を参照。
- (注4) Final Report on the Survey and Settlement Operation in the District of Dinajpur, 1934-40; F. O. Bell, ICS (1942).
 - (注5) Settlement Report, Dinajpur, p. 13.
- (注6) Settlement Report, Dinajpur, p. 13, 付図(II)を参照。
- (注7) Settlement Report, Dinajpur, 付図(Ⅲ)を参照。
- (注8) 分割の際の国境確定についてはここでは問題としない。
 - (注9) 本稿第1図の中で,四角で囲んであるタナ。
 - (注10) イサク報告によると, 'Dewāniā' と呼ば

れていた。Dinesh Lāhiri (1966) では, ラングブールでは, 地主と折半小作を Dhani と Porjā (Dimlā 地区), ドアース, クーチ・ビハールではギリまたギロスト (Girastha) とハルフ (Hāluā) と呼ぶという。

(注11) Settlement Report, Dinajpur, p. 16.

(注12) 平均16マウンドを1エーカー収量とする (イサク報告)。折半小作に全土地を出しているとすれば、上記のような計算になる。

(注13) ディナジプール県のジョトダールの起源を査定報告は、ブカナンの報告を基礎として、永代査定前に求めている (p. 17)。この論文で問題としているのは、少なくとも1940年前後のジョトダールの性格についてであって、起源とは別個の問題である。

(注14) 1ビガ=3分の1エーカーが普通。

(注15) 農耕カストの一つ。ベンガル州一般に分布 するが、ミドナプール (Midnāpur) 県に多い。

(注16) Settlement Report, Dinajipur, p. 20.

(注17) Settlement Report, Dinajpur, p. 20.

(注18) Settlement Report, Dinajpur, p. 21.

(注19) Ādhiār=折半小作人(北ベンガル,アッサムでの通称)

(注20) Settlement Report, Dinajpur, p. 22.

(注21) 参考として本論末に付(Ⅱ)b としてかかげ ておく。

(注22) イサク報告, Part I, pp. 132~133.

(注23) B. Sen, p.15.

(注24) S. Chakravarty, p. 47.

(注25),(注26) West Bengal District Gazetteer, West Dinajpur, 1965, p. 55. また Kalantar, 3, Jan. 1969.

(注27) District Settlement Record, Dinajpur, 1934~40, p. 22.

(注28) A. Rasul, pp. 87~89.

(注29) S. Chakravarty, p. 47.

(注30) A. Rasul, pp. 85~86; A. Rasul, *Abad*, p. 50.

(注31) ニルファーマリ地区は、飢饉の影響が激しく、飢饉の3ヵ月間に、土地の売買記録が1万1915件と、前年の4368件をはるかにしのぐ数となったことで知られている。

(注32) Statesman, 12, Nov. 1946.

(注33) S. Chakravarty, p. 36. B. Sen, p. 15.

(注34) シガラはジャガイモいためを練った小麦粉でくるんであげたもの。プリーは小麦粉を直径10センチメートルぐらいの円にのしてあげたもの。

(注35) M. Edwards, The Last Years of British India, p. 129.

(注36) 今まで度々引用した、B. Sen の Nutan Bangla (『新しいベンガル』) は、このバンフレットの 英訳である。テバガについては Nutan Bangla の p. 65に一言だけ要求として書かれてある。

(注37) B. Sen, p. 148.

(注38) B. Sen, p. 103. "この要求にもとづく法制 化が行なわれるか否かは明白ではない。折半小作人は 一方で困窮死の道をたどっている。今や委員会の勧告 による収穫の3分の2の要求のもとに組織的な激しい 運動を開始せよ。"

(注39) J・ボース, R・ブラーマンはいずれも現在 インド共産党 (マルクス主義) の指導者。R・ロイは, 独立後バキスタン政府から州議会議員の地位を剝奪され, 1950年ラジシャヒー刑務所で射殺された。

(注40) S. Chakravarty, p. 37.

選挙後の会議派とリーグの会談決裂後, リーグが会議 派以外の議員も含めて, サラワルディを首班とする内 閣を組織した。

(注41) A. Rasul, p. 151.

(注42) S. Chakravarty, p. 36.

(注43) A. Rasul, pp. 147~159.

(注44) S. Chakravarty, p. 37.

(注45) S. Chakravarty, p. 38.

(注46) S. Chakravarty, p. 38.

(注47) S. Chakravarty, p. 38.

毎年収穫期になると、県の北部などには、ビハール、U. P. 州などから多くの農業労働者が流入してくる。かれらはダヌワ (Dhanua), ムチ (Muchi), ノニヤ (Nuniya) などのアンタッチャブルであった (Settlement Report, Dinajpur, p. 23)。当然運動の際にこれらの人々との対立があったことは想像できる。

(注48), (注49) S. Chakravarty, p. 40.

(注50) A. Rasul, Abad, pp. 309~310.

(注51) S. Chakravarty, p. 39.

(注52) S. Chakravarty, p. 39.

(注53) S. Chakravarty, p. 40; Kalantar, 4, May 1969.

(注54) S. Chakravarty, p. 41.

- (注55) S. Ray, p. 34.
- (注56) S. Chakravarty, p. 43.
- (注57) S. Chakravarty, p. 43.
- (注58) A. Rasul, p. 155.
- (注59) S. Chakravarty, p. 43.
- (注60) Amrita Bazar Patrika(以下 ABPと略), 6, Jan. 1947.
 - (注61) ABP, 10, Jan. 1947.
 - (注62) Statesman, 24, Jan. 1947.
 - (注63) District Magistrate と同じ。
 - (注64) ABP, 17, Feb. 1947.
- (注65) カスト区分とは必ずしも一致しないが、農村内の非農・中産階級や富裕な農民層に属する人々を一般にベンガルではBhadralokと呼ぶ。仮りに『郷紳』と訳す。
- (注66) ミドナブール県の町。そこでもテバガ運動が闘われた。本論でも51ページに出てくる。その他タムルクのスタハタ (Sutāhātā) 地区もテバガ運動が行なわれた。
 - (注67) 24パルガナ北部の町。
 - (注68) ABP, 27, Feb. 1947.
- (注69) *ABP*. 3月2日にはS・K・ムカージー(モンドルグラム,ブルドワン県)。3月9日にはバカルガンジの地主協会。
 - (注70) A. Rasul, Abad, p. 312.
- (注71) ベトナム民主共和国に対するフランスの再 侵略に抗議する日。
 - (注72) ABP, 3, Feb. 1947.
 - (注73) ABP, 21, Jan. 1947.
 - (注74) ABP, 3, Feb. 1947.
 - (注75) ABP, 20, Feb. 1947.
 - (注76) ABP, 6, Mar. 1947.
 - (注77) 本論53~54ページの声明。
- (注78) 武装警官隊は軍隊式に編成されている。 Havildar は軍曹にあたる。
 - (注79) S. Chakravarty, p. 45.
 - (注80) A. Rasul, 付5, pp. 282~284.
 - (注81) S. Chakravarty, p. 37.
 - (注82) 2月28日のサラワルディの声明。
 - (注83) S. Chakravarty, p. 44.
 - (注84) S. Chakravarty, p. 44.
 - (注85) ABP, 24, Feb. 1947.
 - (注86) ABP, 23, Feb. 1947.

- (注87) 詳しくは Pramatha Gupta, Calcutta, 1964. 県のスサン, シェルブール地区がかれらの中心地であった。
- (注88) 3月12日, 会議派の Monaranjan Dhar はこの動議を出したが, 69対126で否決された。
- (注89) 会議派, 農民問題小委のメンバー。独立後 PSP にはいる。
 - (注90) ABP, 25, Feb. 1947.
 - (注91) ABP, 25, Feb. 1947.
- (注92) Proceedings of Bengal Legislative Assembly, Vol. LXXII, No. 1, p. 362.
- (注93) ABP, 27, Feb. 1947. ラスールによると5 名。A. Rasul, p. 283)。
 - (注94) S. Chakravarty, p. 45.
- (注95) *ABP*, 9, Mar. 1947. この回状の暴 露のため, 『スワディナタ』紙は内務省から回状入手についての釈明を要求された。
 - (注96) Proceedings ······.
 - (注97) ABP, 27, Feb. 1947.
 - (注98) A. Rasul, p. 158.
 - (注99) ABP, 27, Feb. 1947.
 - (注100) ABP, 1, Mar. 1947.
- (注101) サラワルディは稲の略奪に関する電報が洪水のように手もとに届いていることに言及しなかっと新聞記事は注釈を加えている。
 - (注102) ABP, 3, Mar. 1947.
 - (注103) ABP, 7, Mar. 1947.
 - (注104) ABP, 5, Mar. 1947.
 - (注105) ABP, 9, Mar. 1947.
 - (注106) ABP, 13, Mar. 1947.
 - (注107) ABP, 16, Mar. 1947.
 - (注108) ABP, 27, Mar. 1947. (注109) ABP, 27, Mar. 1947.
 - (注110) ABP, 6, Apr., 21, Apr. 1947.
- (注111) 名前のわかるものをコミュニティ別にわけると、ムスリム―2、サンタル―4、ムンダとブイヤー3、ラジパンシー―12、ヒンドゥー8、その他1。
- A. Rasul, p. 283.
 - (注112) A. Rasul, 付5, pp. 282~284.
- (注113) 当然この中には折半小作も考えられねばな らない。

むすび

以上で1946~47年のディナジプール県のテバガ 運動の経過とその特色、社会経済的背景について 記述を行なった。実際の事実関係についていくつ かの食いちがいがあるのは、ほとんどの言明が当 時運動にたずさわった人々のきわめて最近の、つ まり運動後20年をも経た後の証言である以上、あ る程度やむを得ないものであろう。

さらに当時の共産党の各種の出版物, 特に日刊 紙『スワディナタ』の入手が困難なことは, この 運動の追跡としては資料的に欠陥が あることを認 めざるを得ない。

このような限界にもかかわらず、上記の経過から、1946~47年のテバガ運動に対する 当事者の評価とそれに対する 若干のコメントを加えることは、農民組合運動の歴史、ひいては、インド共産党の歴史を検討するうえでの一材料を提供するであろう。

運動のあらゆる側面について このような検討を加えることは現在可能ではない。 ここでは、次の3点を中心に筆者なりのまとめを行なって 本稿の結論としたい。

まず最も重要な、運動の主体となった農民層と その実態の問題。これはテバガ運動の農村での基 盤を確認することである。

そして次にその農民層と,運動のなかでそれに 対置されて常に問題に出された,いわゆる中産階 級との関連の検討がある。

最後に、運動の指導を荷った農民組合の側の対応の問題。組合の一般農民に対する対応と、運動の攻撃目標たる地主勢力に対する対応の問題、ひいてはそれを支える当時の政治権力との対応の問

題がここに含まれてくる。 それは当然農民組合を 指導してゆかなければ ならなかったインド共産党 の当時の統一戦線戦術とも 関連があるであろう。

この運動の主体が、要求の性格からして折半小作農にあったことは当然のことであるが、I でわれわれが検討したように、当時の折半小作地の40%が土地なし農民によって耕作されていたこと、折半小作人の生活状態が農業労働者と変りないものであったこと、また貧農・小農にとっても折半耕作はしばしば自らが従事するところのものであったこと等の事情からして、折半小作の問題は貧農、農業労働者にとってきわめて階級的に身近な問題であったことが理解される。

しばしば言及したように, この運動の背後に農村大衆の広汎な支持があった。それは, 当時の農村の具体的状況に根拠を持っていたのである。

実際上の運動時においても、 農業労働者が重要 な役割を果してきたことはしばしば 指摘されてい る。

当時州農民組合議長であった ビノイ・クリシュナ・ロイ (Benoy Krishna Ray) によると,

"ジョトダールやチュカンダール(注1)の下で耕作に従事していたのは、自らの生産用具も持たず、地主の牛、犂、土地で耕作し、雇い人用の堀っ立て小屋か家畜小屋の隅で家族を養っていた人々であった。""しかしテバガ運動が開始された時にこの運動の先頭に立って戦った人々、シバラム(タルプクル村の犠牲者)、サミルッディン(同上)、スパストラム、(Spastrām)(不明)、カンパラム・シン(Kamparām Singh)(トムニアのドモラン・シンの兄弟)、タトナラヤン(Tatnārāyan)、ジャイマニ(Jaimani)(不明)らはすべて無土地の農業労働者であった。かれらの献身によってテバガ運動は全ベンガルに拡大した

(E2) "

A・ラスールによると カンプールのチァル・シャー・シェイクも農業労働者であった^(注3)。

無土地農民が必ずしも農業労働者でないことは すでに見たとうりであるが、これら土地なし農民 が農業労賃要求より、収獲・土地の問題を自分の 問題と考えていたというK・B・ロイの指摘(注4)は 興味深い。

当時はまだ無償土地分配の要求は前面には出ていなかったにもかかわらず,各地で農業労働者がテバガ運動の先頭に立ったことはラスールの24パルガナの例(住5), さらには地主の穀倉襲撃(住6)などから知られる。しかしこの運動をふりかえってA・ラスールは,"折半小作人が農業労働者の助けを借りて要求を獲得できた場合でも,農業労働者にはその恩恵がいきわたらず,かれらの間に,幾ばくかの不満が残ったことは,否めない。"と語っている(注7)。

テバガ運動の戦闘性,それも指導者の予想した 以上の広汎な農民の参加のもとでの戦闘性は,こ の運動が農民労働者,折半小作・貧農を中核とし たからであろう。またこの層こそ当時のベンガル の農業関係のなかにあって農民的土地革命を強く 要求した層であったのであるから,農民組合の執 行委員会の9月決議の内容つまり折半小作農のテ バガ運動による収穫への意欲をきっかけとして, 貧農・農業労働者の土地要求をくみ出す(注8)とい う決議は,十分に根拠のあるものであった。

したがって要求としては部分的なものであって もその鉾先が農村の支配体制に向けられていたが ゆえにこの闘いは政治的であり、それゆえ多くの 地域で1月中に獲得したテバガの権利を守りつづ けるためには、永続的な態勢、農村・都市での広 汎な政治的な宣伝、同盟体制が必要であったはず である^(注9)。

今日テバガ運動を評価するにあたって最も必要なのは、運動の武力衝突面のみを評価するのではなく(性10)、テバガ運動全体(その成功と失敗)が提起した同盟の問題(つまりは政治意識の問題)から出発してその意義をとらえることであろう。

ここから第2の中産階級と 運動との関係の問題 が提起できる。

ディナジプールのテバガ運動では、要求は最**初** 大地主に対して集中された。

"大地主,警官の圧力のために最初は中立的であった小地主,中農は後に大地主と手をつないだ。それに対する不満はかれらの土地に対してもテバガを行なうことになって現れた。小地主,中農の土地はテバガしないという方針は最後まで貫けなかった(注11)。"

また一方で次のような記録もある。

"小ジョトダール,はては一般の中小ジョトダールもこの運動を無視してテバガを拒否するだけの金も力もなかった。かれらは先行きに期待しつつ折半小作人とその他の農民の前に降参した。しかし方針としてテバガを貫きながらも組合は多くの小ジョトダールに対して小作人との話合いで歩合を少しまけてやった。こうして中小ジョトダールの土地ではテバガの要求が確立された(沿2)。"

組合が中小ジョトダールに対して一貫した方針を持っていたか否かは不明である。 折半小作制の基本的な対立は大ジョトダールと 折半小作農との間にある(注13)としても、 自ら折半小作でありながら土地を折半に出している農民、 わづかな土地を社会的伝統のために 折半 小作 に耕作させている 'Bhadralok'(注14) などと、きわめて個別的扱いが必要とされたであろう。

ディナジプールの場合、S・チャクラバルティの言が正しいとするなら、 おそらくこの問題の処理が正しく行なわれなかったのであろう。

しかし実際問題として、村内のいわゆる大ジョ トダールと飯米が やっとという中産階級とは明白 に区別できるのであって、地域事情に応じてこの 問題の解決は可能である。

この問題に関して具体例を探すことは非常に困難であるが、分割の後の東パキスタンでのラジシャヒ県のテバガ運動の際では明らかに大地主のみを対象として闘ったという記録がある^(注15)。

こうした村内の中産階級の問題は ベンガルでの 社会的, 歴史的特殊性にもよるものであり,現在 での問題でもある。

テバガ運動の当時、農村の中産階級とその出身である都市の中産階級が運動に組織的な支持を与えることができなかったことは、S・チャクラバルティの具体例をもち出すまでもなく明らかである。サラワルディが声明のなかで触れた都市と農村の「無政府状態」の関連も決して組織性のあったものではない。1月21日の"ヴェトナム・デー"のデモに対して行なわれた警官の発砲に抗議する2月5日のハルタルにも、マイメンシング県を除いて農民が目立って参加した例は見られない。

また当時"ヴェトナム・デー"のデモ等都市での活動のなかに意識的にテバガの農民への支持を訴えた動きもなかったという(注16)。

運動に対する農民組合の指導上の問題は, すでに運動の経過のなかで若干は触れた。

まず運動の開始期において組合は 農民の戦闘意 欲を過小評価していたといわれる。1940年の州大 会での立場, つまりテバガの要求を立法措置要求 のみに制限するのでなく, 組織の力で地主との対 抗のなかから獲得しようという立場は, 1946年の 段階では明白には打ち出されていなかった(注17)。

農民の要求の高まりを見て1946年9月に執行委員会は直ちに運動の目標としてテバガをとりあげることに決定したが、依然としてテバガ要求のもたらすであろう情勢の変化は予測していなかったため、地主・警察側の攻勢に対する準備が遅れた(注18)。

弾圧の明白になった1月中になって 執行委員会 はこの見通しの誤りをみとめて、

"問題の深刻さをわれわれは理解していなかった。そのため、組織、ボランティアを強化する努力を怠った。 官憲はこの機会をとらえてわれわれの組織の弱小な箇所に 最初の攻撃を加えた(注19)。"

にもかかわらず、全く奇妙なことには、この弾 圧の責任を農民組合は当時のムスリム・リーグ指 導の内閣に負わせることなく、

"官憲 (Āmlā) は内閣の名を借りてこのような 弾圧政策をおしすすめ,数千万人の農民,特に ムスリム農民の中にリーグ内閣に対する支持を 弱めようとする帝国主義的策謀を行っている。 (社20)"

として責任を「官憲」に負わせているのである。 つまりムスリム・リーグ政庁に対する 農民組合の 評価がこのような 倒 錯 した 結論を招いたのであ り、サラワルディ首相の約束した 法制化への空し い期待とこの評価とは 無縁ではない。 A・ラスー ルは、

"この運動が十分な成功を得ることができなかった最大の原因は指導部の中に農民の階級的利益についての改良主義的思想, そしてその結果として運動の指導に相応の組織的準備と態勢を欠いたというところにある(注21)。"

と述べている。

これはテバガ運動を 指導した者としての反省であり、 農民組合内の「改良主義的思想」の運動に対応する態勢の不十分さの源が あったことの指摘として重視に値いする。

A・ラスールは"人民戦争"期において、全人 民的団結のスローガンのもとに農村での階級的利益が軽視されたとともに、農民組合が当時キャンペーンをしていた食糧増産運動のなかにも非現実 的要素が含まれていたと反省している^(住22)。

食糧増産運動にせよ、反飢饉活動にせよ、それが成功した地域(特にマイメンシング)では、農民の反地主闘争(マイメンシングのトンコ不払い運動)との結合が運動の成功を保障していたことを知るならば、一面的にこの期の農民組合の活動を肯定することは危険である。

反ファシズム"人民戦争"の戦術も、共産党の活動の合法的側面および大衆闘争を有利に導く条件の獲得というメリットを認めるにしても、大戦期における人民の生活の向上、農村においては地代のひきさげ(テバガ)のスローガンを一貫して組織のなかで追求してゆくことを通してのみ、独立と民主的変革の課題の最終的解決への道程としての有効性が確保されえたはずであった。

テバガ要求の実現の方法についての 農民組合の 戦術の後退は実にこの"人民戦争"期に生じたの である。そこでは反ファシズムを強調するあまり に,不必要な後退を行なっていった過程が明らか に見てとれるのである。当時のインド共産党の統 一戦線戦術(会議派,ムスリム・リーグの団結と民族 政府の樹立)からしても地代引下げのこの要求を前 面に押し出せない理由は決して存在しなかった。 なぜなら,テバガ運動が闘われた時点ですら農民 組合の指導部はムスリム・リーグの地主層との結 びつきを発見できずにいたのであるから。 "人民戦争"期にこそ1946~47年のテバガ運動 に看取された農民の組織的力量が有効に発揮され る条件が獲得できた。この時期における改良主義, 会議派, ムスリム・リーグ指導部についての評価 の混乱が克服されぬままに戦後の大衆の立ちあが りに対処しなければならなかったところに農民組 合を指導していたインド共産党の問題点があっ た。

付 (I)

テバガ運動開始までのベンガル州 農民組合の大会および組合員数

第1回	Pātrosāir (Bānkura)	27-8.3.37	11,080
第2回	Barā (Hoogly)	2-3.12.38	35,500
第3回	Naghariā (Māldā)	4-6.5.39	50,000
第4回	Pānjiā (Jessore)	6-7.6.40	34,000
第5回	Romār (Rangpur)	?. 6.42	35,000
第6回	Nālitābāri (Mymensin	ng) 10-12.5.43	1,24,872
第7回	Phulbāri (Dinājpur)	29.2-2.3.44	1,78,500
第8回	Hātgobindapur (Burd	lwan)	
		13-4.3.45	2,55,000
第9回	Maubhog (Khulnā)	21-24.5.46	2,17,304
第10回	Pānchkuri (Midnapo:	re)	
	27	7-28.2-1.3.47	2,03,382

(出所) A. Rasul, Krishak Sbhār Itihās, 付 1, p.

278. より。

付 (II) a 1944~45年, ベンガルの土地所有と経営形態

	No. of families in each class.	vation by self or by labourers.	Khas or nijdakhal lands other than cultivated lands e. g., homestead, tanks,	dakhal lands let out to Bargadars.	to others under usufructuary
1	2	3	orchards, etc., 4	5	mortgage. 6
A (0) B (~1) C (~3) D (~5) E (5+)	1,921	Nil	244.72	Nil	Nil
B (~ 1)	934	270.25	195.88	77.23	24.56
C (~3)	1,171	1,460.90	445.59	299.40	76.65
D (~ 5)	506	1,335.77	274.16	317.32	49.89
E(5+)	752	4,543.66	1,140.73	2,656.15	80.30
Total	5,284	7,610.59	2,301.08	3,350.10	231.40

(出所) Agricultural Statistics by Plot to Plot Enumeration in Bengal, 1944-45, Part I, p. 47.

村 (Ⅱ) b 1944/45年, ディナジプール県三カ村の土地所有と経営形態

	P-P-F-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-				
Name of mauza.	Classification of families.	No. of families in each class.	land under cultiva-	Khas or nijdakhal lands other than cultivated lands e. g., homestead, tanks, orchards etc.	Khas or nij dakhal land let out to Bargadars.
	1	2	3	orchards etc.	Dargadars.
Birnagar, District Dinajpur, Subdivision Thakurgaon.	A(0) B(~1) C(~3) D(~5) E(5+)	31 5 13 7 20	Nil 3.55 15.95 19.80 149.66	5.16 1.20 6.84 4.40 28.55	Nil Nil Nil 3.66 137.26
	Total	76	188.96	46.15	140.92
Kunia District Dinajpur, Subdivison Dinajpur.	A B C D E	11 Nil 4 6 9	Nil Nil 7.00 24.51 78.98	0.77 Nil 1.01 1.09 5.81	Nil Nil Nil Nil 76.17
	Total	30	110.49	8.68	76.17
Durgapur, District Dinajpur, Subdivision Balurghat.	A B C D E	27 14 22 9 18	Nil 5.28 21.47 23.10 197.47	1.98 1.65 6.02 2.58 17.97	Nil 2.23 12.96 3.83 42.25
	Total	90	247.32	30.20	61.27
Total (All District)	A B C D E	69 19 39 22 47	Nil 8.83 44.42 67.41 426.11	7.91 2.85 13.89 8.07 53.33	Nil 2.23 12.96 7.49 255.68
	Total	196	546.77	85.03	278.36

(出所) 三カ村の統計については上掲書 p. 132.

三カ村合計は筆者の計算。

Total of 3, 4, 5 and 6.	Lands leased out to tenants.	Lands cultivated as Bargadars or adhiars whether by self or by labourers. 9		usufructuary	Total of 9 10 and 11.
244.72 567.93 2,282.54 1,977.14 8,420.84	Nil 15.91 70.85 81.67 12,360.72	1,120.65 430.71 670.61 260.22 272.49	36.14 35.09 41.22 23.45 16.22	3.13 9.60 25.97 22.07 31.79	1,159.92 475.40 737.80 305.74 320.50
13,493.17	12,529.15	2,754.68	152.12	92.56	2,959.36

Khas or nijdakhal	Ī	Lands	Lands cultivated as		Lands held under	
lands mortgaged to	Total of	leased	Bargadars or adhiars	Lands held under	usfructuary mortgage	Total of
others under	3, 4, 5,	out to	whether by self or	temporary lease	cultivated by self	9, 10 and 11.
usufructuary.	and 6.	tenants.	by labourers.	other than Barga.	or by labourers.	Í
6	7	8	9	10	11	12
Nil	5.16	Nil	139.66	Nil	Nil	139.66
Nil	4.75	Nil	15.00	Nil	Nil	15.00
Nil	22.79	Nil	46.75	Nil	Nil	46.75
Nil	27.86	Nil	1.00	Nil	Nil	1.00
6.99	322.46	11.74	32.83	Nil	Nil	32.83
6.99	383.02	11.74	235.24	Nil	Nil	235.24
Nil	0.77	Nil	8.00	Nil	Nil	8.00
Nil	Nil	Nil	Nil	Nil	Nil	Nil
Nil	8.01	Nil	14.00	Nil	Nil	14.00
Nil	25.60	Nil	16.00	Nil	Nil	16,00
Nil	160.96	Nil	1.05	Nil	1.00	2.05
Nil	195.34	Nil	39.05	Nil	1.00	40.05
Nil	1.00	Nil	07.00	Nil	Nil	07.00
Nil	1.98	Nil	27.33	Nil	Nil	27.33
	9.16	Nil	31.45	Nil	Nil	31.45
1.07	41.52		52.77	Nil	Nil	52.77
4.49 Nil	34.00	0.08	28.17	Nil	Nil	28.17
N11	257.69	6.79	28.35	1111	INII	28.35
5.56	344.35	6.87	168.07	Nil	Nil	168.07
Nil	7.91	Nil	174.99	Nil	Nil	174.99
Nil	13.91	Nil	46.45	Nil	Nil	46.45
1.07	72.32	Nil	113.52	Nil	Nil	113.52
4.49	87.46	0.08	45.17	Nil	Nil	45.17
6.99	741.11	18.53	62.23	Nil	1.00	63.23
12.55	922.71	18.61	442.36	Nil	1.00	443.36

- (注1) 大ジョトダールから土地を借りて、又小作 をする地主。直接耕作者ではない。かれらの土地が Thikā (請負い) と呼ばれるのもかれらの 中間搾取者 としての性格を示す。(District Gazetteer, Dinajpur, 1912, p. 105)
 - (注2) Kalantar, 4, May 1969.
 - (注3) A. Rasul, p. 158.
 - (注4) Kalantar, 4, May 1969.
 - (注5) A. Rasul, Abād, p. 308.
 - (注6) S. Ray, p. 24.
 - (注7) A. Rasul, p. 158.
 - (注8) A. Rasul, Abād, pp. 299~300.
- (注9) その意味で、2月下旬の弾圧に対して、農 民組合その他の対応はかなり不十分なものであったよ うに思われる。テバガ運動への弾圧をより大きな政治 問題化するための広汎な同盟体制がこの時期になぜ不 可能であったのであろうか。

- (注10) S. Ray, 前掲書はその一例。
- (注11) S. Chakravarty, p. 46.
- (注12) A. Rasul, Abad, p. 308. つまり 24 パルガ ナの例。
 - (注13) われわれが I でみたとおりである。
 - (注14) Ⅱ(注65)をみよ。
- (注15) Prabhās Chāndra Lāhiri, Pāk-Bhārater Ruparekhā, 1968, p. 173. (『インド、パキスタンの系 (仏籍
 - (注16) A. Rasul, Abād, p. 301.
 - (注17) A. Rasul, p. 149.
 - (注18) A. Rasul, p. 154.
- (注19) 「収獲と土地の闘い」, p. 5(1947年2月) (『農 民組合の歴史』, p. 155より)。
 - (注20) 同上。
 - (注21) A. Rasul, p. 159.
 - (注22) A. Rasul, p. 155.

中国の化学工業

神原 周編

乏しい資料をフルに活用し,数回の訪中体験を通してあ らゆる角度から今後とるであろう進路の傾向をひきだす

448頁/¥ 1600

東南アジアの鉱産資源IVータイ 蘭部竜一編 文献解題シリーズ第16集としての本書は、第2次大戦後 の文献を対象に要約改編する。掲載文献数は英文27編, 120頁/¥ 400 和文4編、計31編。

標準国際貿易商品分類(SITC, R)

アジア経済研究所統計部訳

国際連合刊行の "Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification"の翻訳で, 約3万以上にのぼる個別商品名を英和対照の形に編集し たものである 640頁/¥ 2500

パキスタンの企業

山上達人著

個別企業の特徴を数個の指標で析出, その前提として, 全産業を具体的数字に基づいて概観し,産業部門別バラ ンスシートを分析する 360頁/¥ 1000

国際政治と中国

G・クラーク著

ーオーストラリア外交から見る 松本 繁 一訳 「中国は脅威か」――これまでのところ本書ほど広い視 野からこの問題を論じ,包括的,実証的に「中国の侵略 性」という神話をうちくだいているものはない。

390頁/¥ 500